

# 各支援策のあり方について

(家計相談支援事業、貧困の連鎖防止、  
住居確保給付金、一時生活支援事業)

# 今回の資料における着眼点と前回までの主な意見①

テーマ	着眼点	前回までの主な意見
家計相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各事業に期待される効果はどのようなものか。</li> <li>■ 実際の事業効果はどうなっているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家計について自分で客観的に考えることは難しいため、意識的に家計相談支援事業につなぐことが必要ではないか。(和田委員(第1回))</li> <li>■ 家計相談支援事業は生活力を高めるような関わり、大人の学習支援とも言えるような内容。(朝比奈委員(第1回))</li> <li>■ 任意事業としては実施していないが、自立相談支援事業の中で実施している実態。枠組みの変更が必要ではないか。(相澤委員(第1回))</li> </ul>
貧困の連鎖防止(子どもの学習支援事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ どのような課題があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの学習支援事業は、学習面に限らず、ソーシャルスキルを学ばせたり大人の働く姿を見せたりすること、子どもの支援から親・世帯の支援につなげていくことが重要。(駒村委員、野溝委員、渡辺(由)委員(以上第1回)、奥田委員、朝比奈委員(以上第2回))</li> <li>■ できるだけファクトに基づいた評価をして良い事例を共有していくことが必要。(駒村委員(第1回))</li> <li>■ この事業と他の学習支援事業との重なりがあるのではないか。(相澤委員(第1回))</li> <li>■ 高校生に対する支援を充実させる必要があるのではないか。(渡辺(由)委員(第1回)、朝比奈委員(第2回))</li> </ul>

# 今回の資料における着眼点と前回までの主な意見②

テーマ	着眼点	前回までの主な意見
住居確保給付金	<p>(前ページ再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各事業に期待される効果はどのようなものか。</li> <li>■ 実際の事業効果はどうなっているか</li> <li>■ どのような課題があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住まいの不安を抱えている若者が増えている一方で、高齢者の住居確保が困難となることが想定される。離職者対策としての住居確保給付金で果たしてよいのか。(奥田委員(第1回))</li> <li>■ 住居確保給付金は就労支援の延長であり、高齢者の課題を考えると、ストレートに居住支援について検討すべきではないか。(奥田委員(第2回))</li> </ul>
一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ どのような課題があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時生活支援事業の広域化は、都道府県が実施できるような仕組みが必要。(奥田委員(第1回))</li> </ul>

# 1 家計相談支援事業について

# 家計相談支援事業について

## 事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

## 支援の流れとねらい

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化  
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討  
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計相談支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

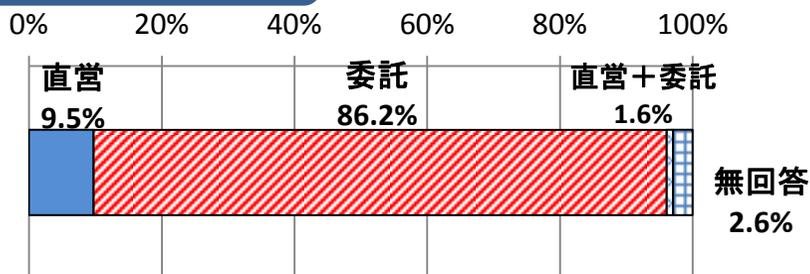
## 期待される効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

# 家計相談支援事業の実施状況①

- 運営方法について、直営方式との併用を含めて87.8%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会(70.9%)が最も多く、次いでその他(17.3%)となっている。
- 家計相談支援員の配置状況は、実人数で596人、1自治体平均2.1人となっている。

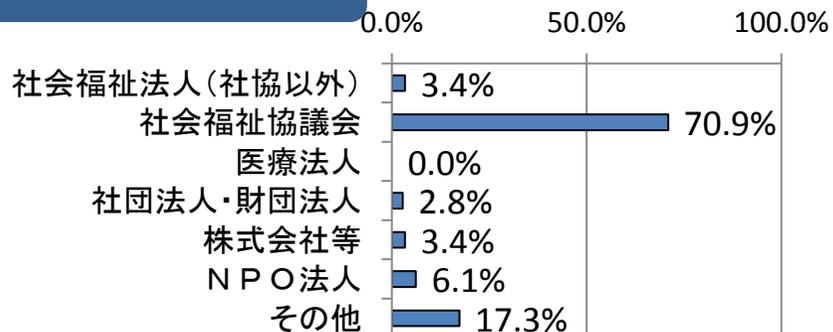
## 1. 運営方法 (n=205)



### 【参考】 自立相談支援事業の実施者との重なり

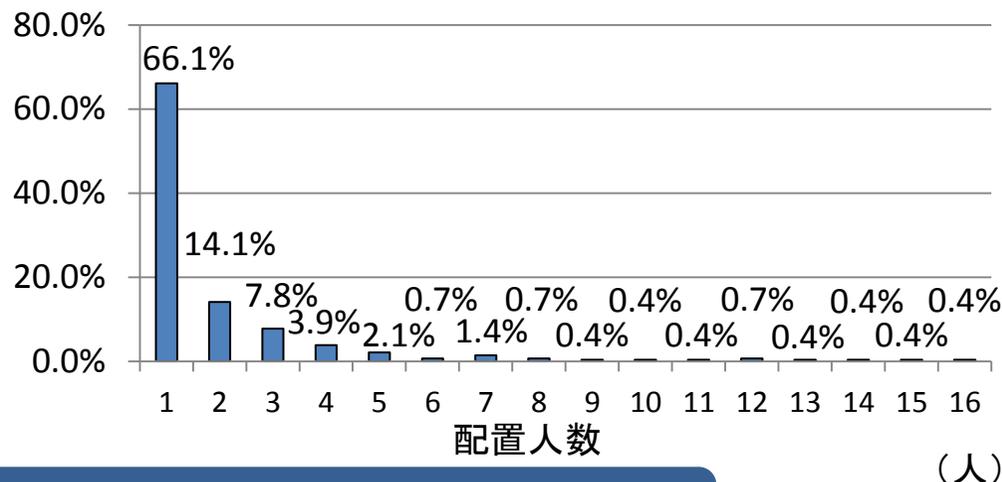
同一の実施者	72.9%
異なる実施者	27.1%

## 2. 委託先 (複数回答、n=179)

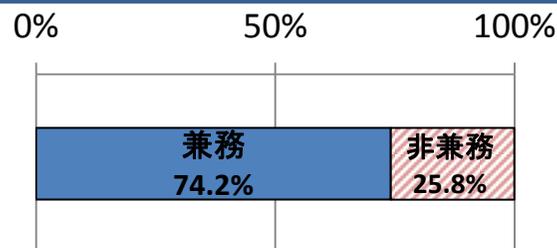


## 3. 家計相談支援員の配置状況 (n=304)

配置人数 合計596人(1自治体平均1.96人)



## 4. 自立相談支援事業との兼務状況 (n=596)

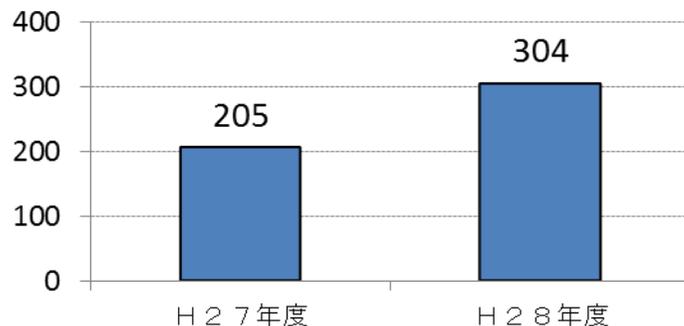


# 家計相談支援事業の実施状況②

- 実施自治体数は、平成27年度(205自治体)から平成28年度(304自治体)にかけて約48%の増加。
- 人口規模が50万人以上100万人未満の自治体が最も実施率が高い。

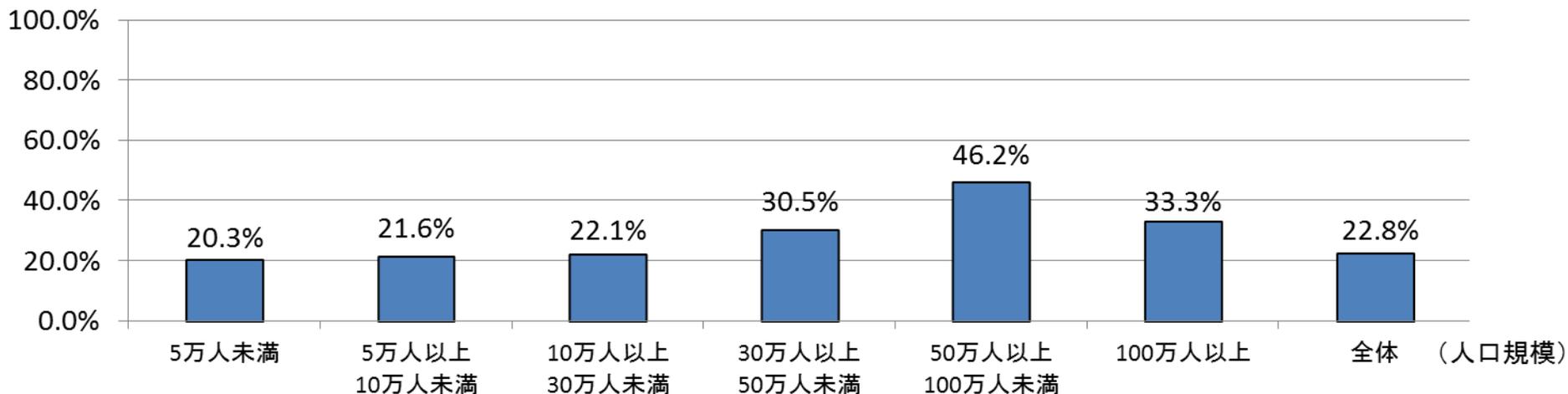
## 1. 実施自治体数の推移

(n=901)



## 2. 人口規模ごとの実施率

(実施率)



(出典) 平成27年度・28年度事業実施状況調査、平成27年度の自立相談支援事業等実績調査

# 家計相談支援事業の利用状況①

○ 家計相談支援事業の利用者は、プラン作成対象者全体と比べて、「家計管理の課題」、「(多重・過重)債務」、「家族関係・家族の問題」、「経済的困窮」、「病気」、「障害(手帳有)」、「その他メンタルヘルスの課題」といった特性を有している。

## 1. 利用件数・人数(H27年度)

利用件数

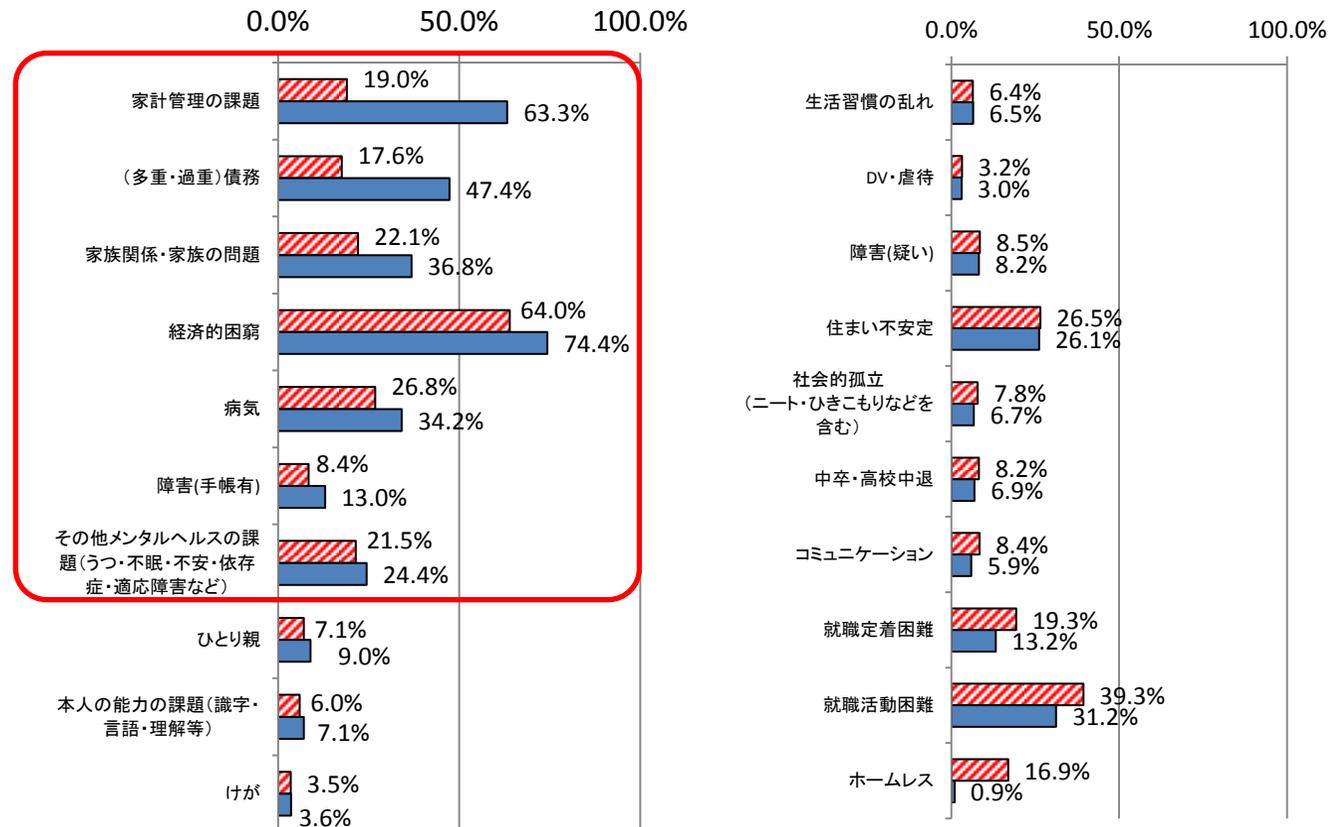
4,696件

利用人数

4,002人

## 2. 家計相談支援事業利用者の特性

■ プラン作成対象者 n=14,746  
■ 家計相談支援事業利用者 n=1,493



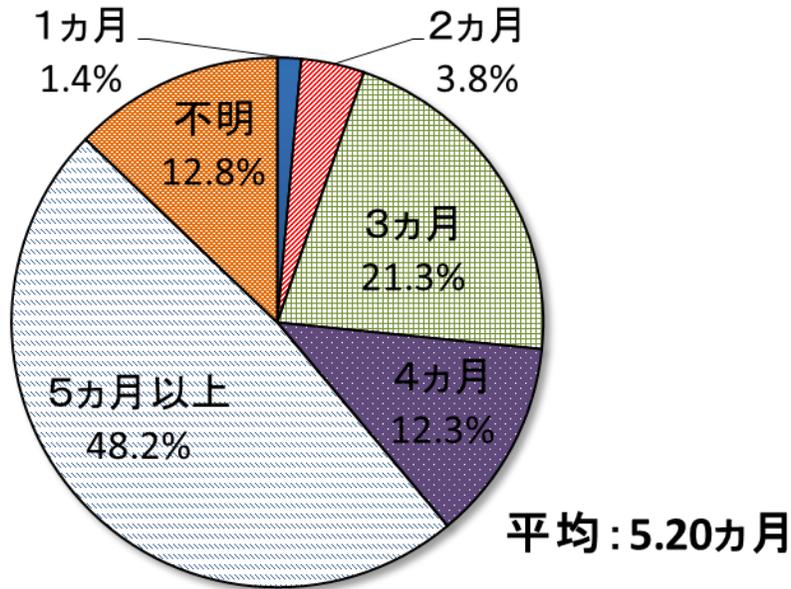
(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の支援決定・対象者数14,746件及びそのうち家計相談支援事業利用者1,493件についてのもの。(初回プランのみ、複数回答可)

(出典) 平成27年度自立相談支援事業等実績調査

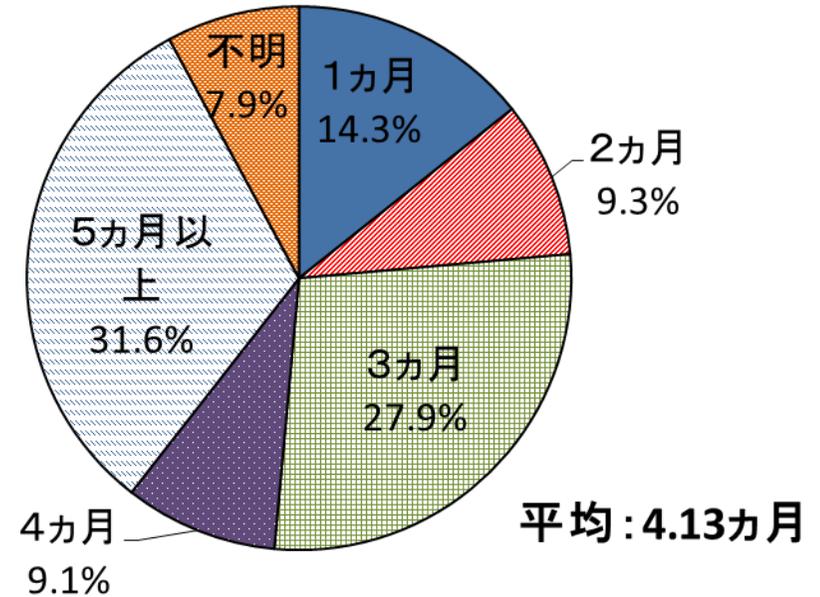
# 家計相談支援事業の利用状況②

- 家計相談支援事業について、
  - ・ プラン作成時の支援期間(予定)の平均は5.20カ月
  - ・ 実際の利用期間の平均は4.13カ月、となっている。

## 1. 家計相談支援事業の支援予定期間 (n=624)



## 2. 実際の利用期間 (n=624)

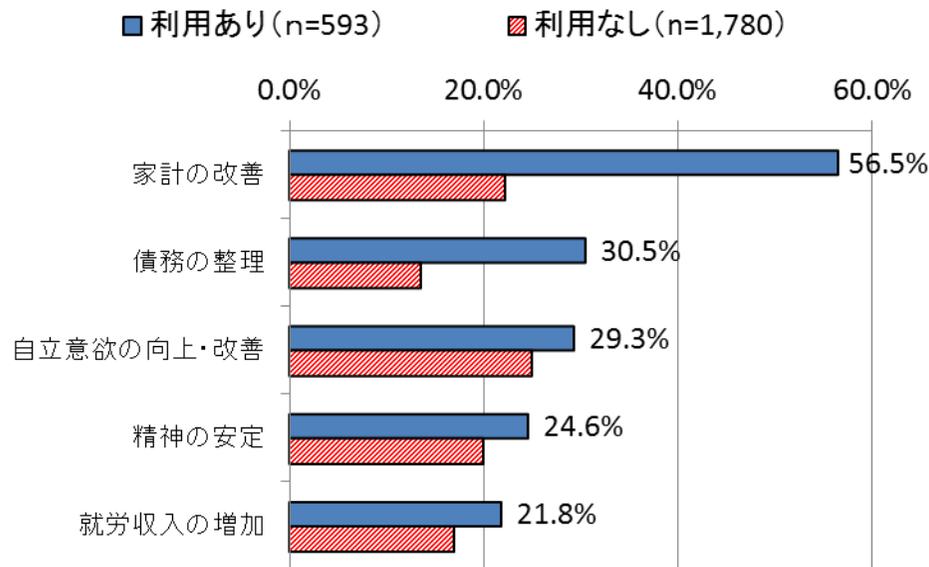


(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象自治体119自治体の平成27年4月～平成28年3月までの家計相談支援事業利用件数のうちプランの評価を行ったケース624件について、1はプラン作成時に予定していた利用期間を、2は実際の利用期間を集計したもの。

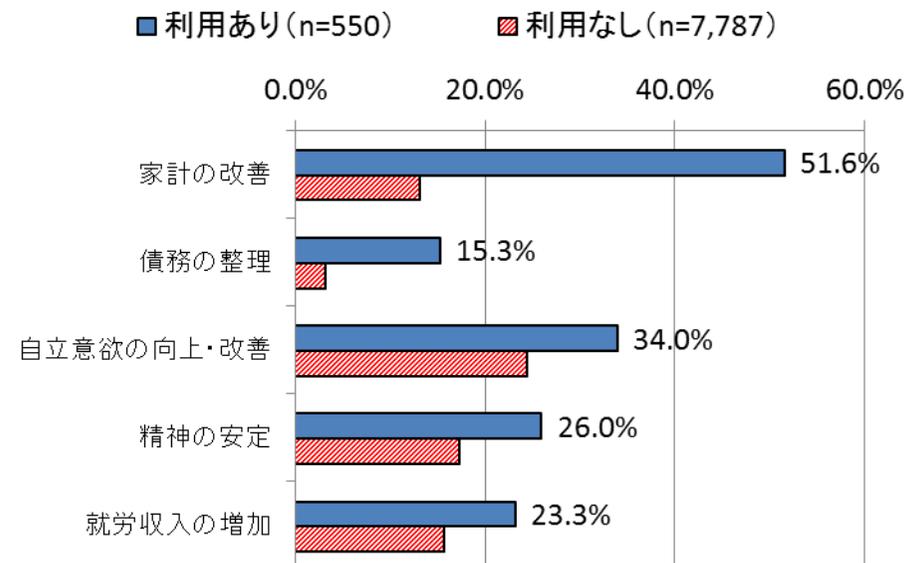
# 家計相談支援事業の利用状況③

- 家計相談支援事業の利用効果は、「家計の改善」「債務の整理」「自立意欲の向上・改善」「精神の安定」「就労収入の増加」等において確認できる。
- 利用者の特性として、「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者についても、家計相談支援事業の利用は、支援対象者の状態像の改善に寄与していることが確認できる。

## 1.「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がある者に見られた変化



## 2.「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者に見られた変化



(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件について、

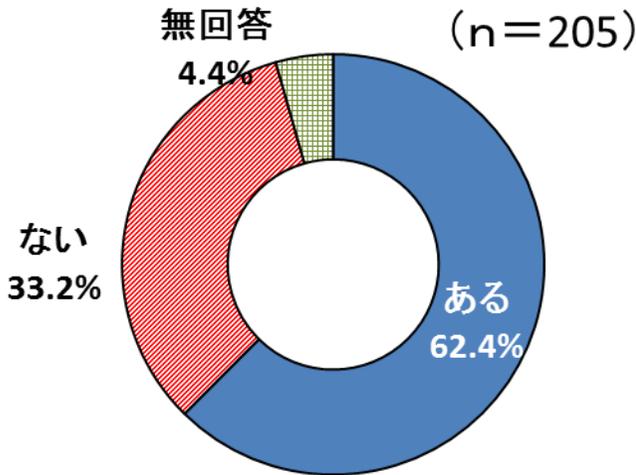
1:「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がある者のうち、最終した2,373ケースについて、「見られた変化」21項目(複数回答)のうち、事業利用によって高く出ている上位5項目をグラフ化。

2:「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者のうち、最終した8,337ケースについて、1と同項目をグラフ化

# 生活困窮者の家計相談支援ニーズとは①

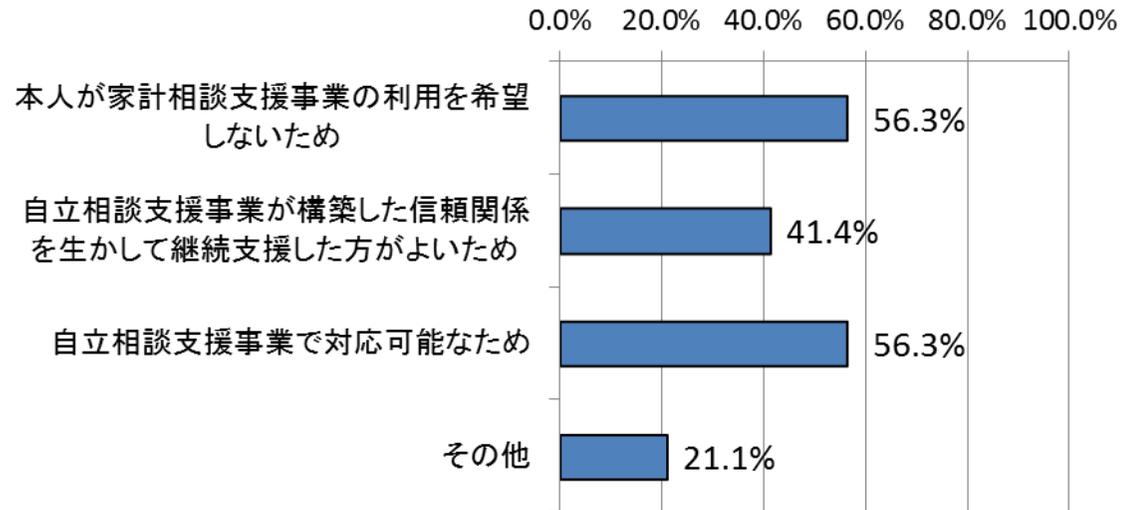
- 生活困窮とは、経済的な観点からのみ見れば「家計収支がマイナス(赤字)である」ことを意味する。したがって、生活困窮からの脱却には家計収支の改善や、その前段としての収支状況の把握が必要であり、広く生活困窮者全体にわたる支援ニーズがあると考えられる。
- しかしながら、家計相談支援事業実施自治体においても、「プラン作成対象者のほとんどが家計相談支援事業を利用する」といった実態にはない。むしろ、一定の家計面の支援が自立相談支援事業において提供されている実態にある。

1.家計相談支援事業実施自治体において、家計相談支援事業を利用せずに家計に関する支援をしている事案の有無



2.左記で「あり」の場合、その理由

(複数回答)



(出典)いずれも平成27年度自立相談支援事業等実績調査

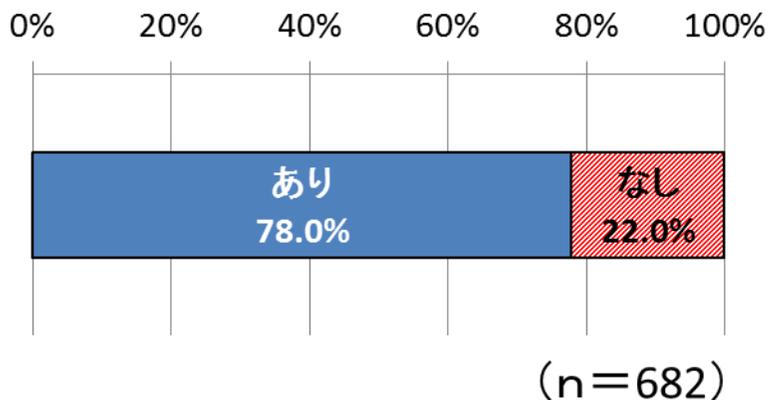
(確認する必要がある点)

- (1)家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援の違いは何か。
- (2)生活困窮者の家計相談支援ニーズのうち、家計相談支援事業が効果を発揮するのはどのようなケースか。

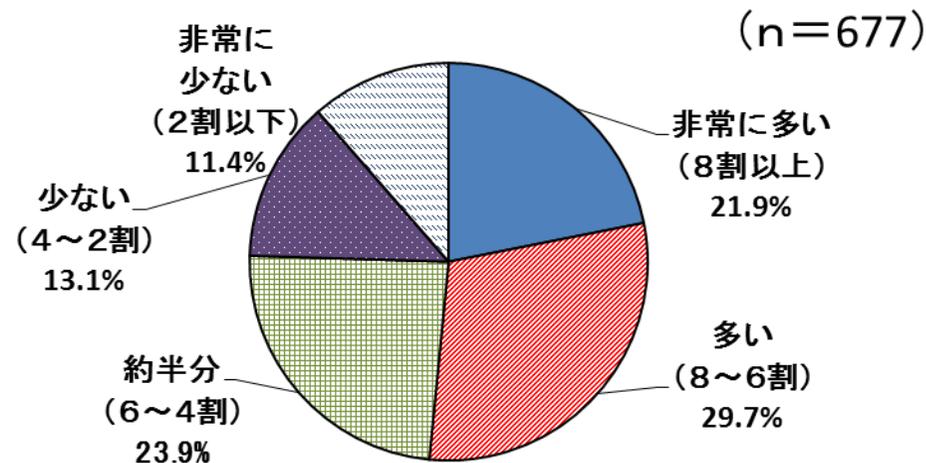
# 生活困窮者の家計相談支援ニーズとは②

- 自立相談支援事業で一定の家計面の支援が提供されてはいても、**家計相談支援事業未実施自治体のうち約8割の自立相談支援機関が、家計相談支援事業の必要性を感じている。**
- その背景には、家計相談支援ニーズを抱える相談者が多いことや、複合的な課題を抱える事案に十分に  
対応できないことがあるのではないかと。

## 1. 家計相談支援事業未実施自治体における家計相談支援事業の必要性の認識



## 2. 家計相談支援事業未実施自治体における相談者の家計相談支援のニーズ(注)



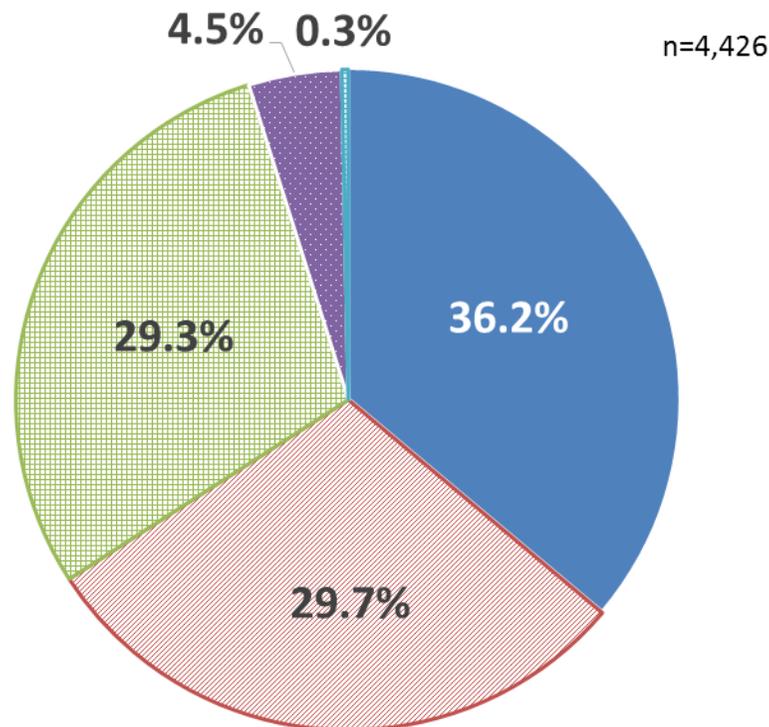
【注】自立相談支援事業における相談者について、以下①～⑧のいずれかの状態像に該当する相談者の概ねの割合について尋ねたもの(※対象者割合の厳密な算出は不要としている)。

- ① 生活費が不足している相談者
- ② 生活費が不足しており、就職・転職を希望する相談者
- ③ 家計の収支バランスが悪い相談者
- ④ 家計の状態(1か月の収支や債務の残高等)を把握できていない相談者
- ⑤ 家計管理の必要性を認識していない相談者
- ⑥ 支出費目の優先順位付けができていない相談者
- ⑦ 債務整理や滞納に関する課題を抱えている相談者
- ⑧ 生活福祉資金等の貸付に関する相談者

# 参考：継続的支援対象となった者の経済的困窮の状況（新たな評価指標）

○ 継続的支援対象者の約96%が、家計面に何らかの課題を抱えている。

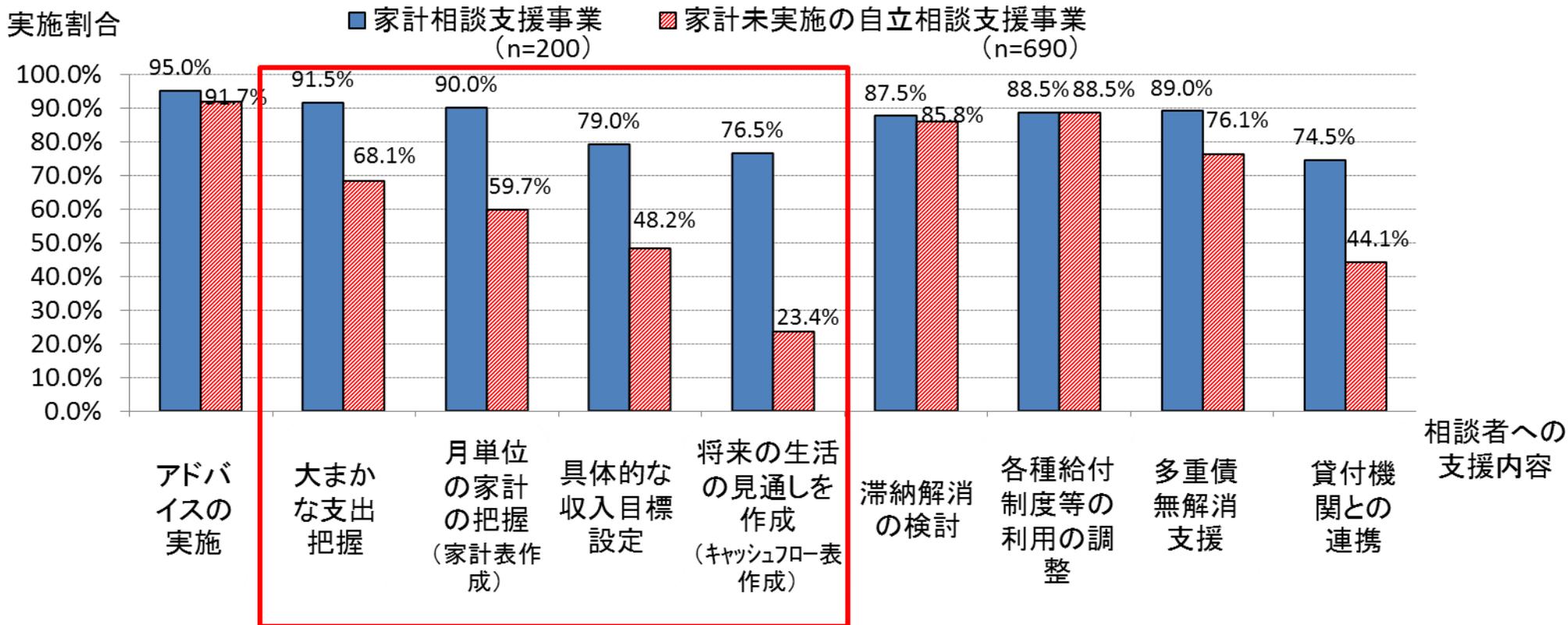
平成28年5月新規相談受付分の継続的支援対象者の経済的困窮の状況（第1回資料3より）



- 1 借金や債務があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
- 4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる
- 無回答

# 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援の違い

- 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援の違いとしては、
- ・ アドバイスの実施や、滞納解消の検討、各種給付制度等の利用の調整については大差がないものの、
  - ・ **大まかな支出把握、月単位の家計の把握、具体的な収入目標設定、将来の生活の見通しの作成等については、両者の間で開きがあり、家計相談支援事業でなければ十分に実施できていないと考えられる。**



(出典) 平成27年度自立相談支援事業等実績調査。家計相談支援事業における家計支援の内容と、家計相談支援事業未実施自治体の自立相談支援事業における支援内容を比較したもの。

# 家計相談支援事業の活用事例① ～ 将来を見据えた家計管理～

**【世帯の状況】** 3人家族  
相談者：Aさん(女性・28歳・派遣社員)・  
長男(10歳)・次男(3歳)

2年前に夫と離婚。児童扶養手当(4ヶ月ごとに支給)や児童手当(児童扶養手当とは2ヶ月ずれて4ヶ月ごとに支給)の支給月に支出が多くなる傾向があり、翌月の生活費が不足してしまい、親族から援助を受けている。援助を受けることなく、経済的に自立したいとの相談。

## 【支援の流れ】

(注)本ページ以降の4事例は、平成28年8月～9月にかけて生活困窮者自立支援室がヒアリングした結果をまとめたもの。なお、個人が特定できないよう事例内容は加工しており、匿名性を担保している。

### インタビュー・アセスメント

- 家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、**相談時家計表を一緒に作成。**

→月によって収入の変動があるAさんは、**相談時家計表を見て、毎月の平均収入額と使えるお金の幅を初めて認識。**

### 家計再生プラン作成

- 【プランの目標】**
  - 家計の立て直しを目指す。
- 【プラン内容】**
  - 月ごとの収入変動を織り込んだ**支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)**を作る。
  - その際、**子どもの進学等のライフイベントを見据えて作成**する。

### 支援提供

- 家計計画表、キャッシュフロー表を作成し、収入の変動を見越した支出を心掛ける。**面談により状況確認**をしていく。
- さらに、子どもの進学の際の**入学金や制服の購入費等、今後必要になる費用をまかなうための積み立てを助言。**

### 終結

- 家計計画表・キャッシュフロー表の考え方や変動のある収入の使い方が身に付き、貯蓄もできるようになったことから**終結。**

## 【家計相談支援事業による効果】

- 月ごとの収入変動があるケースでは、相談時家計表により、収入が多い月と少ない月の家計状況を明らかにすることが本人の「気づき」につながる。
- 子どもの進学費用等、今後数年の間に予想される出費への備えについては、まずはキャッシュフロー表によって数年先の収支が見える化し、立ち戻って現在の家計状況を考え、貯蓄していくことが有効。

# 家計相談支援事業の活用事例② ～ 就労支援との組み合わせ～

## 【世帯の状況】 3人家族

相談者: Bさん(男性・30歳・約1年前からひきこもりがち)・母親(60代・パート勤務)・弟(25歳・障害者手帳2級)

Bさんは就労経験がほとんどない。母親の収入と弟の障害年金で家計を支えてきたが、数年前から母親の収入が減少。Bさんは今後の生活に不安を抱き、自立相談支援事業に相談。

## 【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> <li>家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、<b>相談時家計表を一緒に作成。</b></li> </ul> <p>→Bさんは<b>家計面の不安からフルタイム就労を希望</b>していたが、<b>就労で補うべき赤字は月額3万円</b>であることが明らかになる。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援と並行して、就労までの間の家計の見直し。</li> </ul> <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家計計画表を作成し、就労までの間の支出の見直しを図る。</li> <li>(自立相談支援事業のプランにおいて就労支援を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(自立相談支援機関において、家計の赤字分3万円を補うための週3日程度の就労先を探す支援を実施。)</li> <li>就労までの間、家計計画表に基づく支出の見直しを支援。</li> <li>就労決定後の<b>定着支援と並行し、収入増の後の家計管理についても支援を実施。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労先が決定し、定着期間中の家計管理も安定的だったため、<b>終結。</b></li> </ul>

## 【家計相談支援事業による効果】

■ 生活困窮からの自立のために就労支援を行う場合、家計相談支援事業を併用することにより、

- ① 本人の希望する追加収入額が本当に必要であるかについての見極め、
- ② (特に深刻な生活困窮状況のケースでは)就労が決定するまでの間の家計面の支援、
- ③ 就労により収入が増加した後の家計管理を支援し、自立につなげる、等が可能となる。

# 家計相談支援事業の活用事例③ ～ 債務返済の伴走支援～

## 【世帯の状況】 ひとり暮らし

相談者：Cさん(男性・50歳・派遣社員)

※ 両親とは死別しており頼れる親族は  
いない。

Cさんは派遣社員として働いてきたが、給料が減ったため、不足分を消費者金融から借金して生活費に充てていた。債務総額は3社で100万円以上。住民税も滞納。債務・滞納を解消したいとの相談。

## 【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"> <li>家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、<b>相談時家計表を一緒に作成。</b></li> </ul> <p>→Cさんは「趣味への浪費を抑えればかろうじて黒字だが債務返済等に回す余裕はない」という家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務整理と共に、家計の立て直しを目指す。</li> </ul> <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務返済を含む支出計画(家計計画表・キャッシュフロー表)を作る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士、住民税の担当者に家計計画表等を示し、月々返済可能な額について相談、合意。</li> <li>返済を始めるが、孤独感から趣味への浪費がやめられず返済が滞る。</li> <li>家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため家計計画表等の修正をしつつ伴走支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務返済に向けた本人の意欲が向上し、概ね計画に沿った返済の目途がついたため終結。</li> </ul>

## 【家計相談支援事業による効果】

- 債務・滞納については、分納計画ができれば自力で返済していける人もいるが、そうではない人もいる。後者については、家計相談支援事業の伴走支援により、状況に応じて計画を修正しつつ、本人のモチベーションを維持していくことが必要。
- また、債務や滞納そのものが解消するだけでは、将来再び債務・滞納を抱えてしまう可能性もある。家計相談支援事業を通じて、日常的に家計管理ができる力を身に付けることが必要。

# 家計相談支援事業の活用事例④ ～世帯の包括支援の補完～

## 【世帯の状況】 4人家族

相談者：Dさん(男性・30歳・契約社員)・父母  
(ともに68歳・無職)・弟(22歳・アルバイト)

Dさんが世帯の家計を支えてきたが、勤務先のシフト変更で給与が減少。携帯電話料金や水道料金等の支払いが滞りがちになっている。両親は年金生活、弟はアルバイトを転々としており収入不安定。転職して生活を安定させたいとの相談。

## 【支援の流れ】

インタビュー・アセスメント	家計再生プラン作成	支援提供	終結
<ul style="list-style-type: none"><li>家計相談支援員が世帯の収入や支出状況を聞き取り、<b>相談時家計表を一緒に作成。</b></li></ul> <p>→Dさんは、弟の収入が不安定であること、両親の年金に頼って生活していること等家計の状況を初めて認識。</p>	<p>【プランの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>転職支援と並行して、家計の見直しを目指す。</li></ul> <p>【プラン内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>各種料金の中で、一時的に分納できるものがないか調整。</li><li>両親、弟にも家計の見直しの必要性を理解し、参加してもらう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>水道料金の分納が可能となったため、Dさんは転職活動に専念。</li><li><b>弟の安定就労に向けた支援</b>のため、自立相談支援機関の支援員が定期的に自宅訪問。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>転職し、各種料金の支払いが安定したため終結。</li><li>(弟の支援を開始)</li></ul>

## 【家計相談支援事業による効果】

- 家計は個人の課題ではなく世帯の課題であり、家計の収支状況の把握、支出改善すべき点の検討等において、世帯員の協力が欠かせない。その際、自世帯の家計面での課題を明らかにするものとして相談時家計表・家計計画表等を活用した「見える化」が有効。
- 自立相談支援事業が行う包括的な世帯支援を、家計面から補完する支援となっている。

# 家計相談支援事業の効果①

千葉県千葉市

人口約97.4万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数 78件

平成27年4月～平成28年3月

- 市県民税の滞納が13件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が481万円
- 固定資産税の滞納が2件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が50万円

福岡県久留米市

人口約30.7万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数 166件

平成28年4月～9月

- 国民健康保険料の滞納が50件
- このうち、家計相談支援事業の支援により分納計画を立てた件数が253万円
- 平成28年10月時点での、納付済み額は185万円

熊本県阿蘇市

人口約2.8万人 ※家計相談支援事業は委託により実施。

家計相談支援事業の  
支援決定件数 42件

平成27年4月～平成28年3月

- 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が35件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が839万円
- 平成28年3月時点での、納税・納付済み額が70万円

# 家計相談支援事業の効果②

- 平成28年5月分の新規相談者のうち、「新たな評価指標による調査」において把握した、家計相談支援事業の利用者は327人。
- 今後、同調査において、概ね4か月おきに、これらの者のステップアップ状況を把握していく。



## ① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

## ② 経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

## ③ 就労に関する状況

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

(出典) 新たな評価指標による調査。継続支援対象者のうち、プラン作成日が記入されている家計相談支援事業利用者数。

# 生活保護受給者への家計面の支援

## 法律上の位置づけ

- 収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを、生活保護受給者の責務として位置づけている(生活保護法第60条)。※平成25年生活保護法改正法により追加

## 【生活保護受給者への金銭管理等支援の実施状況】

- ケースワークにおける金銭管理等支援：
  - ・ 金銭を適切に管理できず日常生活に支障をきたしている生活保護受給者に対して、公共料金の支払支援や銀行口座開設の手続支援等を実施
  - ・ それ以外にも、ケースに応じて家計簿の作成やレシート提出などの指導を実施
  - ・ 就労や早期の保護脱却のために必要な経費については、自立更生計画を作成して、ケースワーカーの指導の下、保護費のやりくり等により預貯金をすることが可能となっている。
- 自立支援プログラムによる金銭管理支援：
  - ・ 平成26年度においては、106自治体が自立支援プログラムに金銭管理支援を位置づけ実施(プログラム参加者数 1,549人) ※保護課調べ。他支援の一環として金銭管理支援を実施しているものを含む。
    - ＜自立支援プログラムによる金銭管理支援の例として、事務連絡で示している支援の例＞
    - ・ 日常生活費の管理支援(生活保護費や年金等の管理支援、家賃及び公共料金等の支払代行並びに手続の支援等)
    - ・ 手続支援(銀行口座開設及び振込先変更等の手続支援)
    - ・ 生活安定支援(家計簿管理方法の提案及び実施の支援等)
- 社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を活用している自治体もある。

## 効果

安定的な家計が維持されることで、収入を基本的な生活需要に充てることができ、生活水準の維持につながる。

## 生活保護受給者への家計相談支援についての論点

- これまでの取組は、金銭を適切に管理できない生活保護受給者を念頭においた支援を中心に行っているが、保護からの脱却を目指す世帯に対して、子の就学等の将来のライフステージに応じた支出を見越して、計画的な家計管理を行う力を身につけてもらうことにより、経済的自立への準備につながるとともに、保護脱却後に再受給に陥るリスクが軽減されると考えられる。

## 2 貧困の連鎖防止(子どもの学習支援事業等)について

# 子どもの学習支援事業を巡る全体状況①

○ 平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定・施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現」に向けて関連分野の総合的な取組として対策を推進することとされた。

## 1. これまでの経過

年度	全体の動き	学習支援に関する施策の動き
H24		ひとり親家庭の学習支援ボランティア事業開始
H25	<b>子どもの貧困対策の推進に関する法律</b> (6月成立・公布、26年1月施行)	子どもの学習支援事業開始
H26	<b>子供の貧困対策に関する大綱</b> 策定(8月)	
H27	子供の未来応援国民運動(4月～)・子供の未来応援基金設立(10月)ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト・児童虐待防止対策強化プロジェクト(12月)	子どもの学習支援事業(困窮者法に位置付けて施行)文科省事業「地域未来塾」開始
H28	<b>子供の貧困対策に関する有識者会議</b> (7月～ <b>大綱の見直しを平成31年度に予定</b> )	ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業開始

## 2. 子どもの貧困の状況 (主なもの)

大綱掲載時 → 直近値

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 90.8%→92.8%

同 高等学校等中退率 5.3%→4.5%

子どもの貧困率 16.3% (同左)

子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (同左)

(出典)「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」(平成28年7月14日子供の貧困対策に関する有識者会議)

# 子どもの学習支援事業を巡る全体状況②

○ 法・大綱を受けて、子どもの貧困対策が総合的に推進されている現状にある。

## 主な子どもの貧困対策(平成27年度)

(出典)「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」(平成28年7月14日子供の貧困対策に関する有識者会議)から抜粋して編集。

	施策	担当省庁
教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ スクールソーシャルワーカーの配置の拡充</li> <li>□ 地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施(約1,800中学校区)</li> <li>□ 大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れの加速</li> <li>□ <b>生活困窮世帯の子どもの対象とした居場所づくりを含む学習支援事業</b>(300自治体)</li> </ul>	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; display: inline-block; text-align: center;">                     文部 科学省                 </div>
生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ (学習支援事業(再掲))</li> <li>□ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の創設</li> </ul>	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; display: inline-block; text-align: center;">                     厚生 労働省                 </div>
保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>生活困窮者自立支援法の施行による自立支援</b></li> <li>□ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設</li> </ul>	
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした</li> </ul>	
施策の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子供の未来応援国民運動の始動(子供の未来応援基金の創設等)</li> </ul>	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; display: inline-block; text-align: center;">                     内閣府                 </div>

# 子どもの学習支援事業について

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

## 支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## ＜子どもの課題とその対応＞

### 学習面

- 高校進学のための学習希望
- 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 学習支援・進路相談

- 日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- 進路を考えるきっかけづくり

#### 高校中退防止の取組

- 定期面談等によるきめ細かなフォロー
- 定時制高校等の選択肢の情報提供等

### 生活面

- 家庭に居場所がない
- 生活習慣や社会性が身につけていない

#### 家庭訪問の取組

- 集合型に出られない子どもへの早期アプローチ
- 家庭状況の確認と改善
- 親への養育支援等へつなげる

#### 居場所づくり・日常生活支援

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成支援



## ＜家庭の課題とその対応＞

### 親の養育

- 子の養育についての知識・関心の薄さ

#### 親への養育支援

- 公的支援等の情報提供
- 子どもの将来を考えるきっかけづくり

### 世帯の状態

- 家庭が困窮状態にある

#### 世帯全体の支援

- 自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



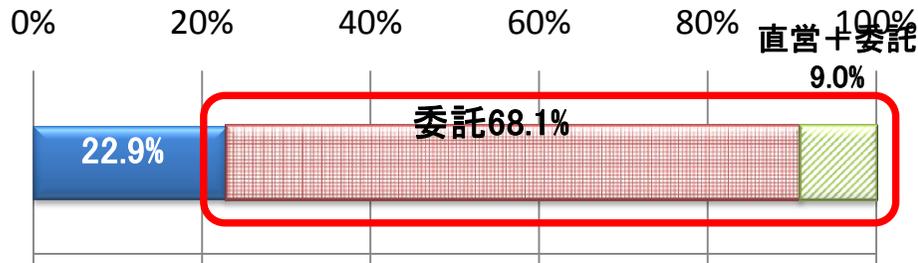
# 子どもの学習支援事業の実施状況①

- 子どもの学習支援事業の運営方法は、直営方式との併用を含め約8割の自治体が委託により実施。
- 委託先はNPO法人(39.4%)が最も多く、次いで社団法人・財団法人(20.4%)となっている。
- 学習支援以外の支援の内容としては、居場所の提供(47.2%)が最も多く、次いで訪問支援(※)(39.9%)、親に対する養育支援(39.2%)となっている。

※地域が山間部である等、地理的な条件により学習教室を開かずに、訪問で勉強のみを教えているものを除く。

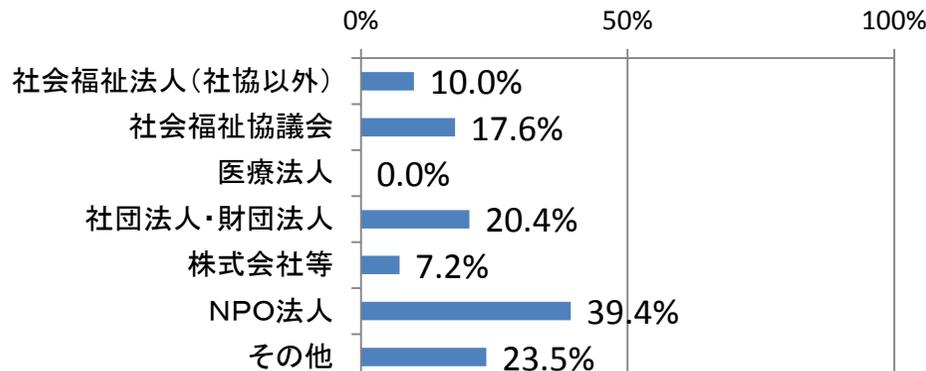
## 1. 運営方法

(n=301)



## 2. 委託先

(複数回答、n=221)

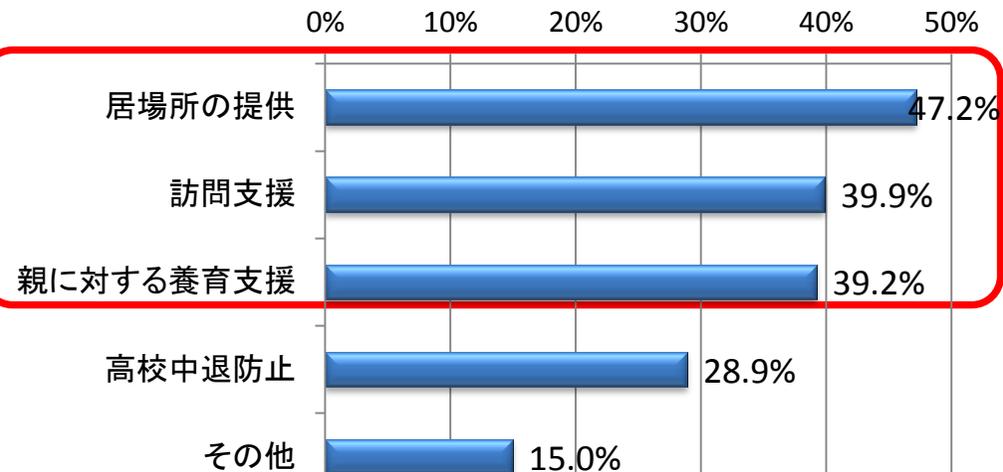


(出典)平成27年度事業実施状況調査

## 3. 支援の内容

(n=301、複数回答)

※学習支援の他にしている取組

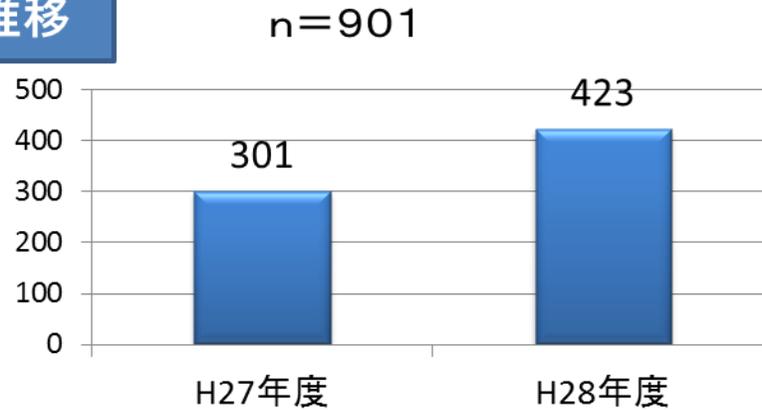


(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

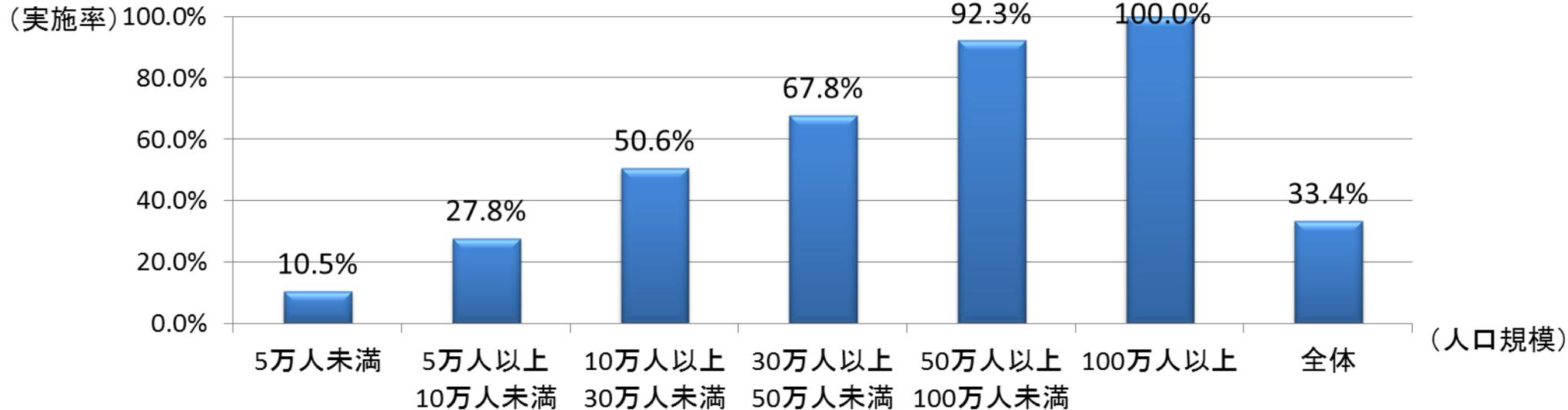
# 子どもの学習支援事業の実施状況②

- 実施自治体数は平成27年度(301自治体)から平成28年度(423)にかけて約41%の増加。
- 人口規模の大きな自治体ほど実施率が高くなる傾向がある。

## 4. 実施自治体数の推移



## 5. 実施率



# 子どもの学習支援事業の利用状況①

- 平成27年度に子どもの学習支援事業を利用した者は20,421人(実人数)であり、そのうち生活保護世帯が11,978人(58.7%)、生活保護以外の世帯が8,443人(41.3%)。
- 生活保護世帯を支援対象としている自治体が94.7%あり、生活保護以外の世帯属性としては、就学援助受給世帯を支援対象としている自治体(42.5%)が最も多く、次いでひとり親家庭(40.5%)となっている。

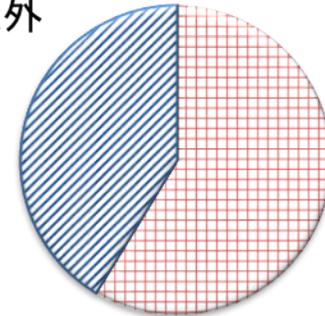
## 1. 子どもの学習支援事業の利用者数

利用者数 (実人数)	20,421人
---------------	---------

## 2. 事業利用者の属性

(n=20,421)

生活保護以外  
の世帯  
41.3%



生活保護  
世帯  
58.7%

## 3. 事業対象者の属性

(n=301、複数回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

生活保護世帯 94.7%

就学援助受給世帯 42.5%

ひとり親家庭 40.5%

市町村民税非課税世帯 31.2%

児童扶養手当全額受給世帯 30.6%

その他 27.2%

児童養護施設入所者 3.3%

## 4. 学習支援等の実施状況

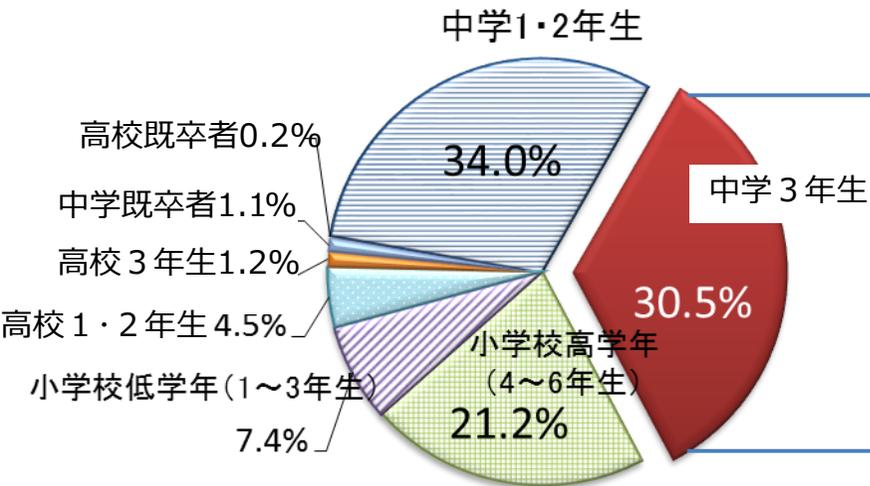
	学習支援	居場所の提供	高校中退防止	訪問支援
箇所数(拠点数)	950カ所			
年間実施回数	26,936回	19,124回	11,740回	26,614回
利用人数(実人数)	16,817人	6,548人	1,300人	4,930世帯

(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

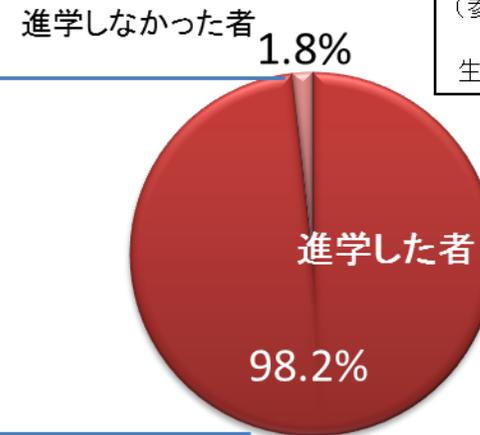
# 子どもの学習支援事業の利用状況②

- 学習支援(学習教室や訪問形式)の参加者では、中学生(64.5%(うち中学1・2年生34.0%、中学3年生30.5%))が最も多い。
- 学習支援に参加した**中学3年生のうち、高校進学した者は98.2%**。
- 親支援の取組として、子どもの事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としている自治体が約2割。一方、必須としていない約8割の自治体では、**52人(実人数)の親を自立相談支援機関へ繋いだ**。このほか、**学習支援事業の中で926人(実人数)の親に対する支援が実施された**。

## 5. 学習支援の参加者(学年別) (n=16,817)



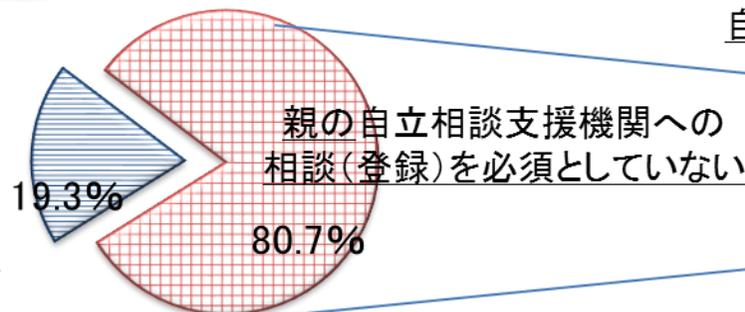
## 6. 中学3年生の進学状況 (n=4,796)



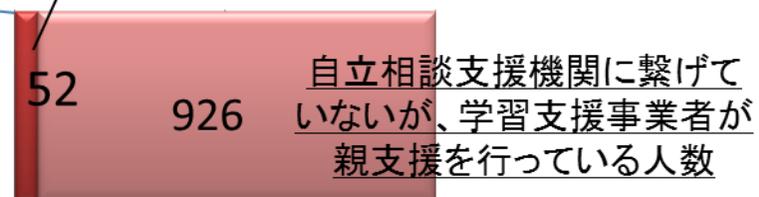
(参考) 高校進学率  
 全世帯 98.8%(H27年度)  
 生活保護受給世帯 92.8%(H27.4.1時点)

## 7. 親支援の状況 (n=301)

親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としている

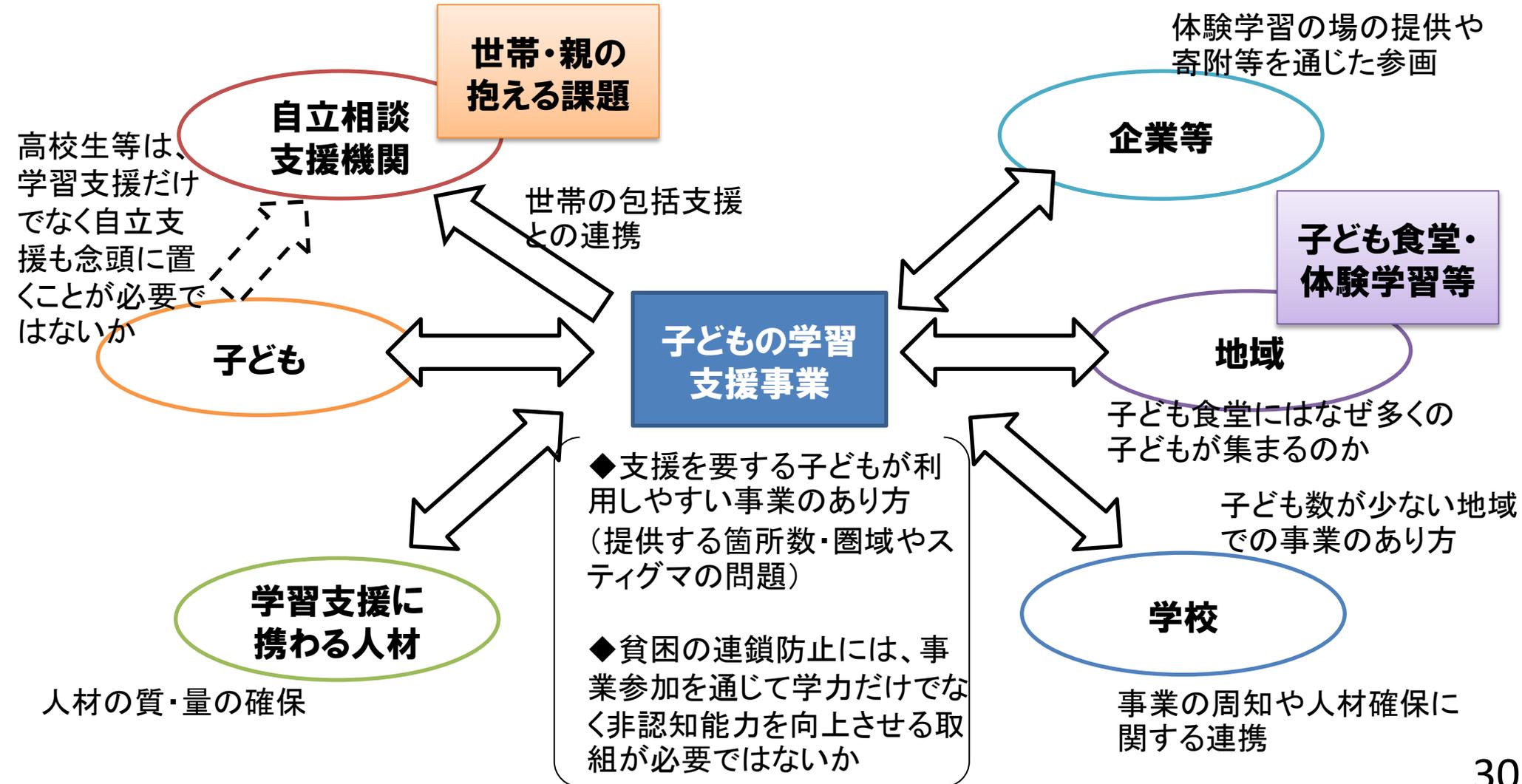


自立相談支援機関に繋げた人数



# 子どもの学習支援事業の効果と課題

○ 子どもの学習支援事業は地域ごとに様々な実態で展開されており、効果と課題を見る視点としては以下のようにまとめられるのではないか。



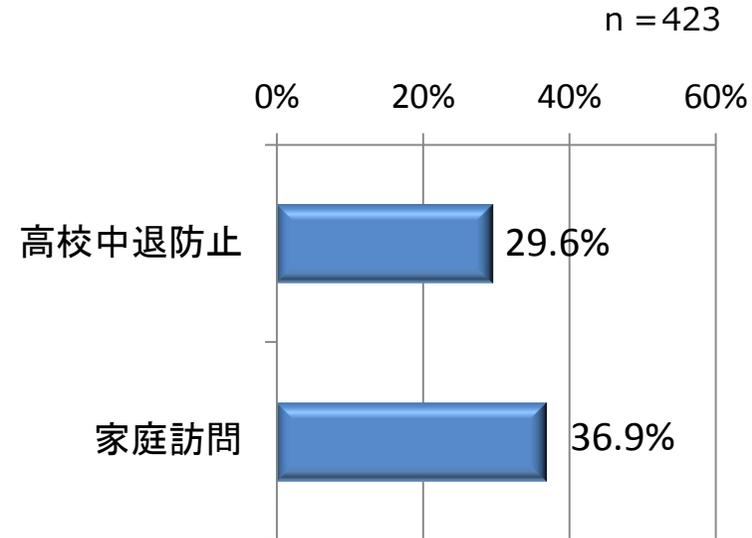
# 予算面での取組の経過

○ 子どもの学習支援事業については、平成27年度の制度施行後も随時、実施内容の充実を目指して予算措置による自治体の取組支援を充実させてきた。

## 1. これまでの取組

	経過	ねらい
平成27年度	生活困窮者自立支援法施行	—
平成28年度	高校中退防止加算の創設	高校進学だけでなく、卒業することを目指した支援の充実
	家庭訪問加算の創設	親・世帯支援の充実
	国庫補助基準額の見直し(※学習支援事業も含めた全体で実施)	基本基準額の算定基礎となる人口区分のうち、100万人以上について区分を細分化
平成29年度 (概算要求中)	「学習支援専門コーディネーター」の配置	学校等や地域の民間の取組(子ども食堂等)との連携の推進
	学習支援事業育成・開拓員の配置(都道府県)	小規模自治体の事業実施促進のためのバックアップ

## 2. 平成28年度予算で新設した加算措置についての取組状況



(出典) 平成28年度事業実施状況調査

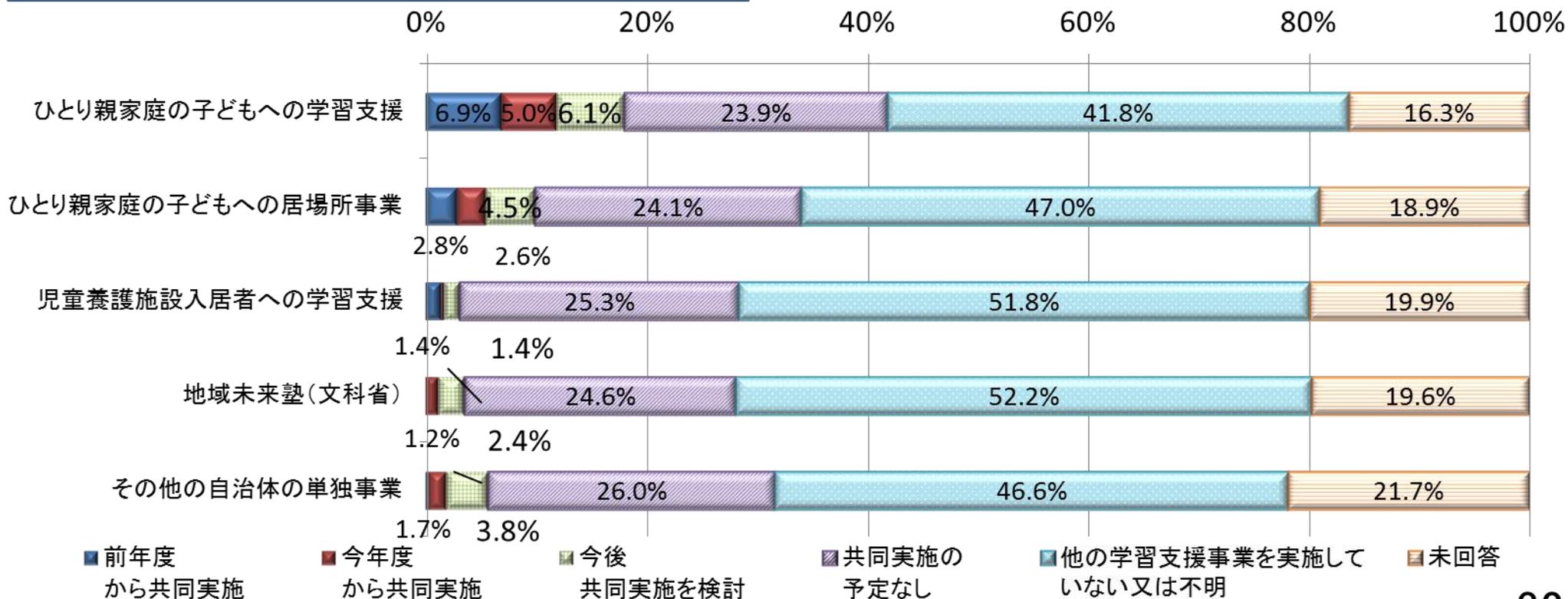
# 子どもの学習支援事業と他事業との関係

○平成28年度に子どもの学習支援事業を実施する自治体のうち、

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援を前年度から連携して実施している自治体が6.9%、今年度から連携して実施する自治体が5.0%、今後共同実施を検討している自治体は6.1%となっている。
- ・ また、地域未来塾については、前年度から教育委員会と連携して実施している自治体は無いが、今年度連携実施する自治体が1.2%、今後検討の自治体は2.4%となっている。

## 他の学習支援等の事業の実施状況・関係

(n=423)

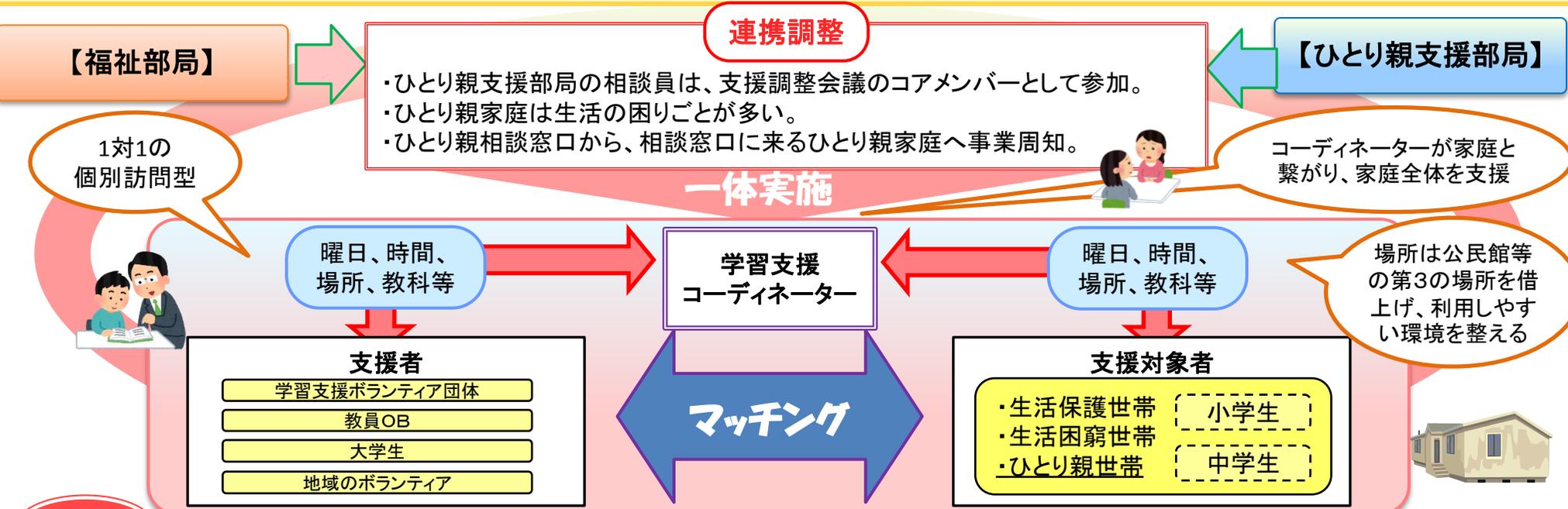


(出典)平成27年度事業実施状況調査

# 取組事例①(ひとり親学習支援事業との連携を通じた工夫)

## 三重県桑名市の取組例～ひとり親学習支援事業との連携を通じて～

- 桑名市では、平成27年度より、子どもの学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所(自宅含む)・教科等をマッチングし、個別訪問型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。



### メリット

- ◆ 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることができる。
- ◆ 学習支援ボランティアが不足しがちであるが、一体実施により事業間での「奪い合い」にならない。

# 取組事例②(教育委員会との連携を通じた工夫)

## 栃木県鹿沼市の取組例～地域未来塾(文科省事業)との連携を通じて～

- 鹿沼市では、平成28年度より、子どもの学習支援事業と地域未来塾を連携実施(平成27年度は個別実施)
- 教育委員会と連携し、次のような分担・工夫によりそれぞれの事業効果を高めて実施。
  - ・教育委員会を通じた両事業による学習会開催の周知、地域住民等の担い手の確保
  - ・学習会と同時刻に、隣の別会議室で相談支援員により親からの相談の受け付け(自立相談支援事業)

### 【福祉部局】

H27年度は  
子どもの学習支援事業を単独実施  
(社協へ委託)

### 連携調整

・H27夏より度重なる連絡調整  
⇒利用する子どもの目線に立ち、連携実施を決定

### 【教育委員会】

H27年度は  
地域未来塾を単独実施  
(直営)

### 連携実施

- 市内2カ所(いずれも学校以外の施設)において、鹿沼市の中学生等を対象に、月4回(隔週2回)開催。(対象者は生活困窮の有無は問わないが、生活困窮等により配慮が必要な子どもには個別に配慮している)
- 事業案内紙を分担して作成し、教育委員会を通じて中学校等にて配布。利用者を連携し募集。
- 支援側は、地域の教員OBや学生ボランティア等を担い手として活用。
- 学習会の開催と同時刻に、隣の別会議室において相談支援員(自立相談支援事業も社協に委託)が生活に困難を抱える親から相談を受け付ける。
- 参加者は130名程度(うち困窮世帯等約20%)。

### メリット

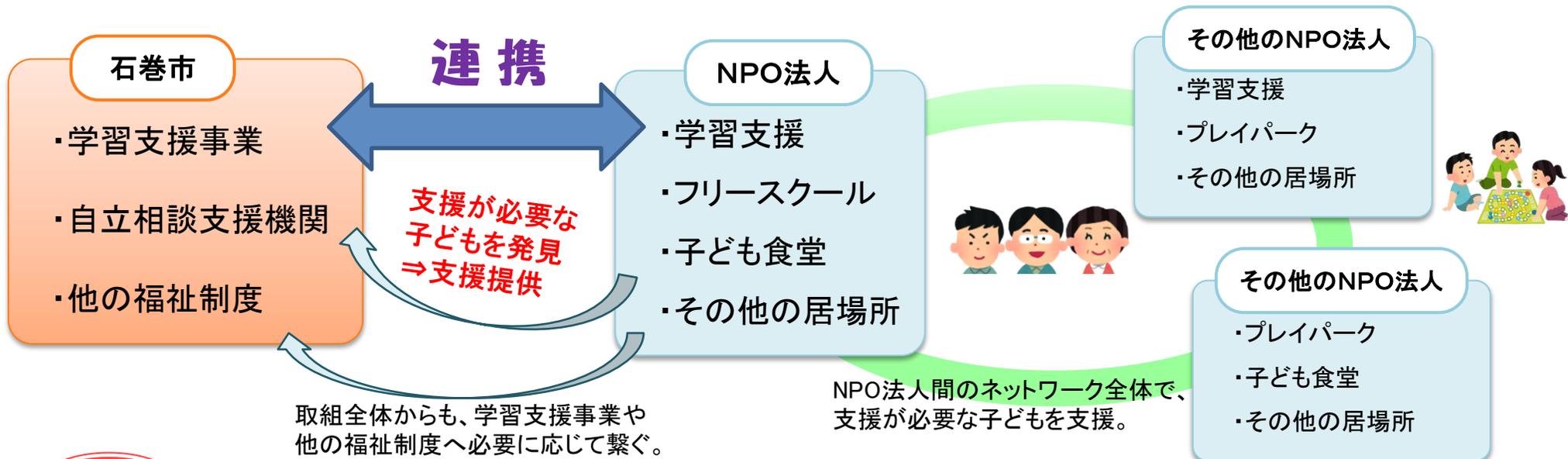
- ◆ 世帯属性を限らずに子どもを集めることが可能(生活困窮世帯の子どもに限定して学習会を開くと、集まる子どもは生活困窮世帯というスティグマの懸念がある)。
- ◆ 教育機関と連携が図れているため、子どもの情報が自然と把握でき、事業周知や教員OBの人材確保も円滑に行える。
- ◆ 相談窓口を学習会と同時に隣接した別会場に設けることで、支援が必要な世帯をより多く支援へと繋げることができる。

# 取組事例③(民間の取組との連携を通じた工夫)

## 宮城県石巻市の取組例～民間団体との連携を通じて～



- 石巻市では、学習支援事業を受託しているNPO法人が、独自事業として子ども食堂やフリースクール等の居場所づくりを実施。
- 子ども食堂を始めとした取組の利用者の中から、学習支援事業や、NPO法人が独自で実施している学習支援の対象となる子どもには、必要に応じて学習支援を提供する連携を図っている。



### メリット

生活困窮の有無に限らず、様々な属性の子どもが集まる子ども食堂を始めとした居場所機能を活用することにより、通常の周知では学習支援事業に繋がってこない子どもを把握し、支援を届けることができる。

### 3 住居確保給付金について

# 住居確保給付金について

## 目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- ※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

## 住居確保給付金の概要

### ➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

### ➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。  
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。  
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自立相談支援機関での月4回以上の面接支援 等

### ➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

### ➤ 支給期間 原則3か月間（求職活動等を誠実にを行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

## 期待される効果

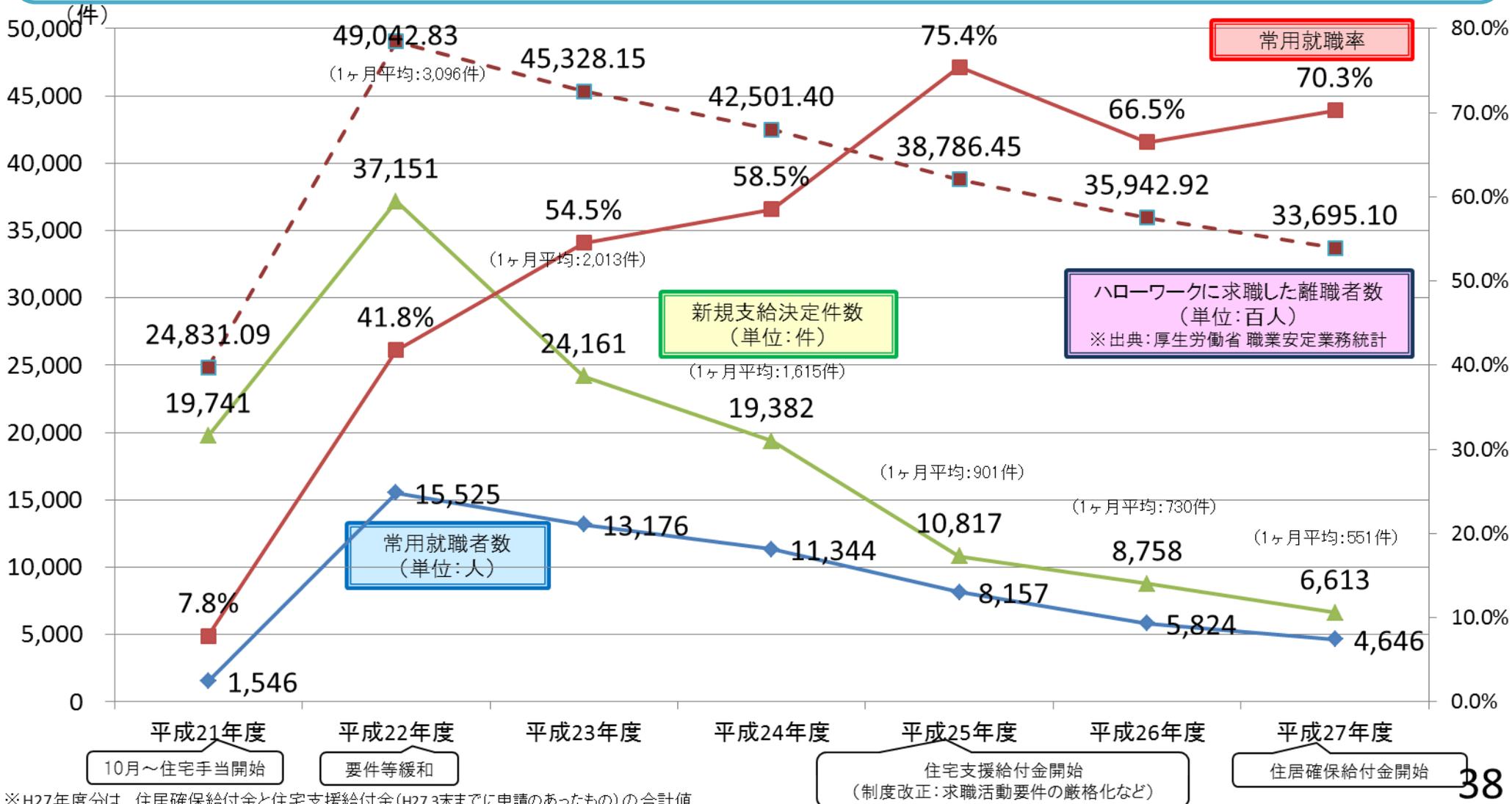


- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

# 住居確保給付金の実施状況

○ 住居確保給付金については、雇用情勢の改善により新規支給決定件数は減少傾向にあるが、高い常用就職  
(※)率を示しており、離職者対策としての効果が確認できる。

(※)雇用契約によって、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)

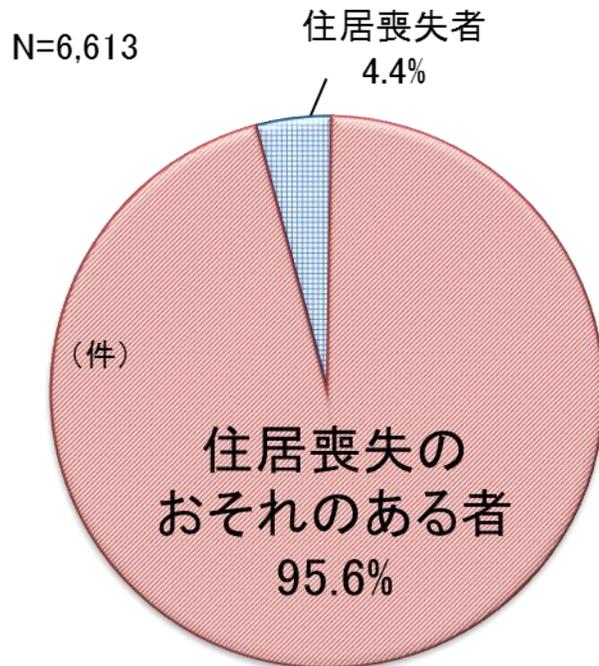


※ H27年度分は、住居確保給付金と住宅支援給付金 (H27.3末までに申請のあったもの) の合計値。

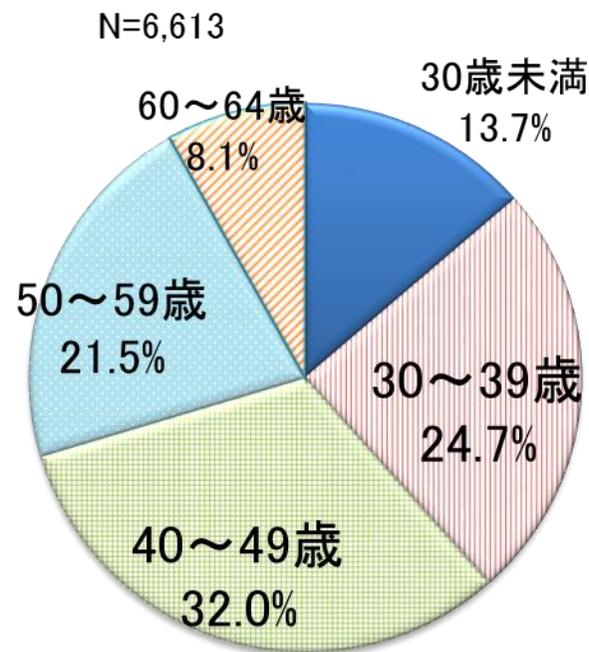
# 住居確保給付金の利用状況①

- 住居確保給付金の利用者は、住居喪失のおそれのある者(現に賃貸住宅等に居住している者)が約96%。
- 年齢別では、40～49歳が32%と最も多く、次いで30歳～39歳が24.7%、50歳～59歳が21.5%となっている。
- 世帯構成は単身世帯が56.6%と最も多く、次いで3人世帯以上が23.4%、2人世帯が19.9%となっている。

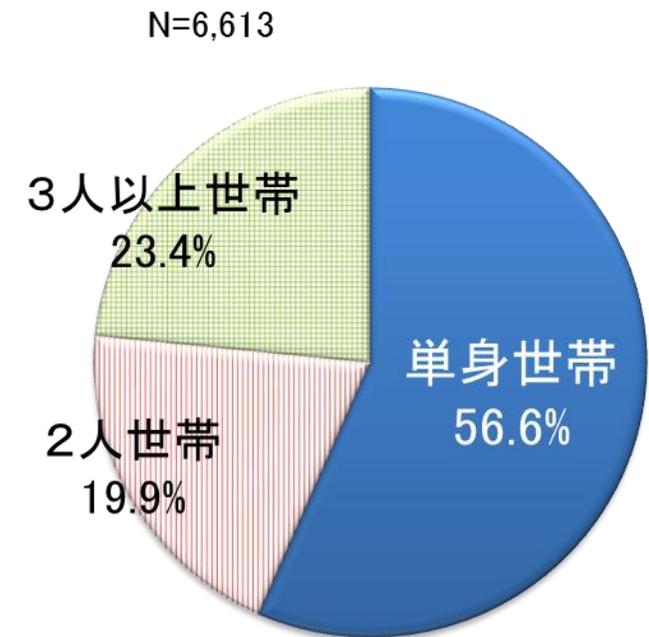
①住居喪失者、  
住居喪失おそれ者の別



②年齢



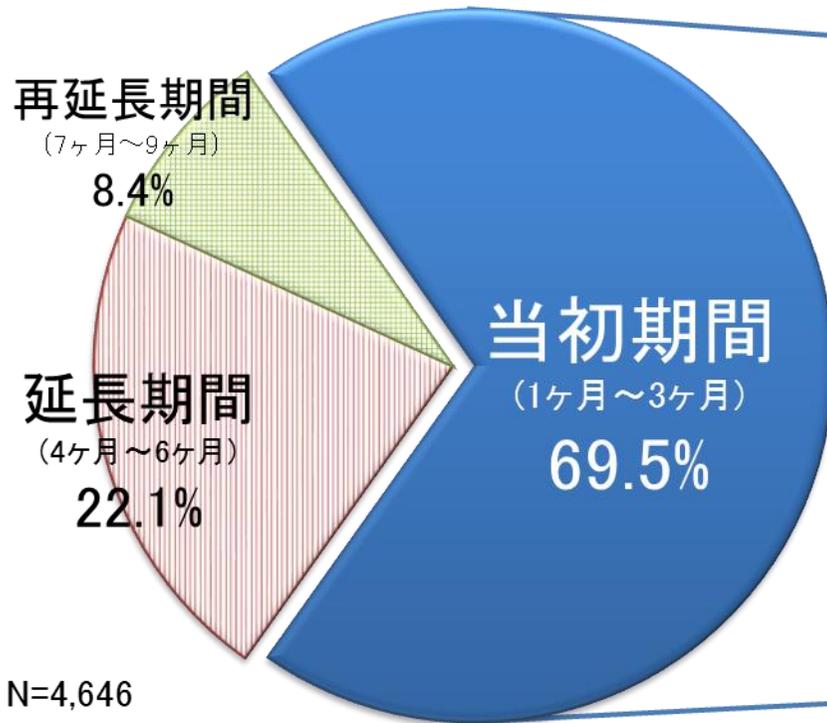
③世帯構成



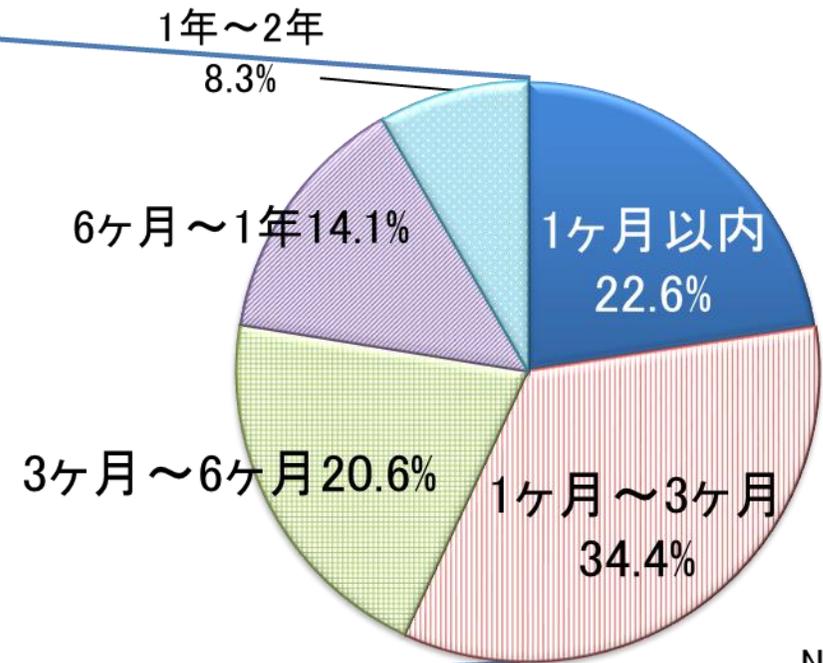
# 住居確保給付金の利用状況②

- 住居確保給付金の支給期間は原則として3ヶ月間(当初期間)であるが、**当初期間中に常用就職した者が約7割と最も高く**、再就職に向けた、効果的・効率的な給付であることが確認できる。
- 当初期間中に常用就職した者の失業期間を見ると約6割が3ヶ月以内であり、早期に常用就職に結びつく者の失業期間は短い傾向にある。

①常用就職した者の支給期間(当初、延長、再延長)別の割合



②当初期間中に常用就職した者の失業期間別の割合



## 4 一時生活支援事業について

# これまでのホームレス対策等の経緯

## 1. これまでの経緯

◆ホームレス対策は、平成27年度より、生活困窮者自立支援法に位置づけられ、広く一定の住居を持たない生活困窮者を対象に、これまで以上に効果を発揮できる包括的な支援を提供する体制が構築された。

(平成26年度まで)

(対象者)

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、特措法)」に定義されたホームレス

(補助事業)

○ホームレス巡回相談事業(H15～)  
＜補助率1/2＞(※)

○シェルター事業(H13～)  
○自立支援センター事業(H12～)  
＜補助率1/2＞(※)

(※ただし、H21～26までは、リーマンショックを受けた緊急的な対策として、10/10で支援を実施)



(平成27年度以降)

(対象者)

特措法に定義されたホームレスだけでなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者

(補助事業)

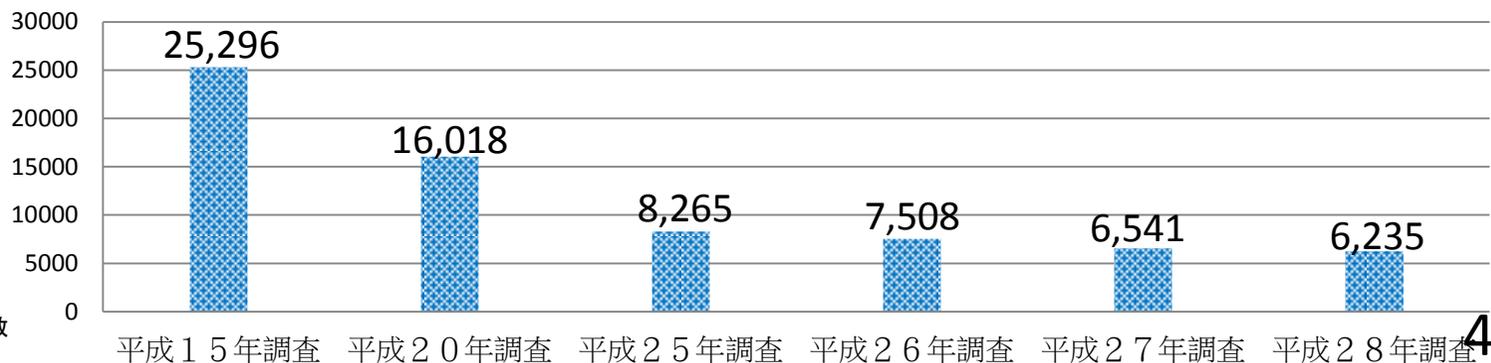
○自立相談支援事業(ホームレス加算)  
＜補助率3/4＞

○一時生活支援事業(シェルター、自立支援センター)  
＜補助率2/3＞

## 2. ホームレス数の推移

◆国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は毎年減少している。

ホームレス数(人)

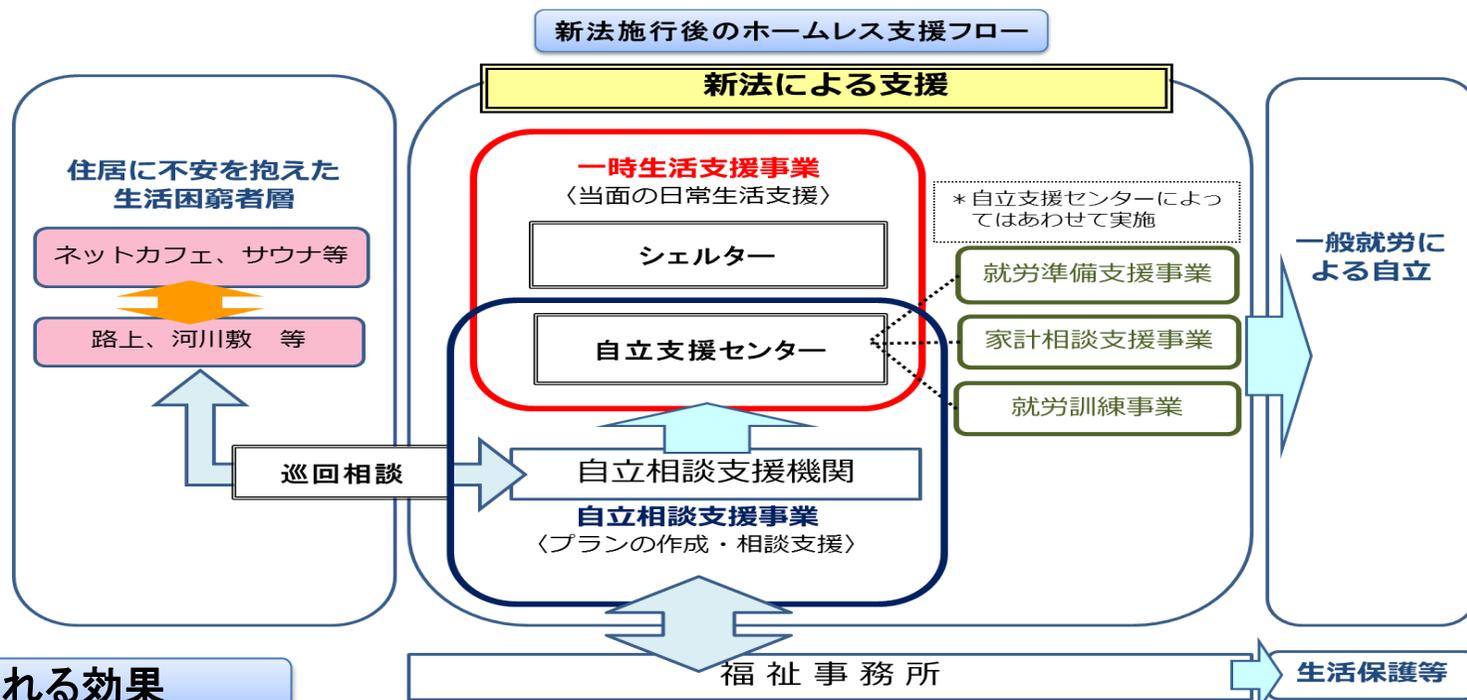


(出典)ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)

# 一時生活支援事業について

## 事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。



## 期待される効果

自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

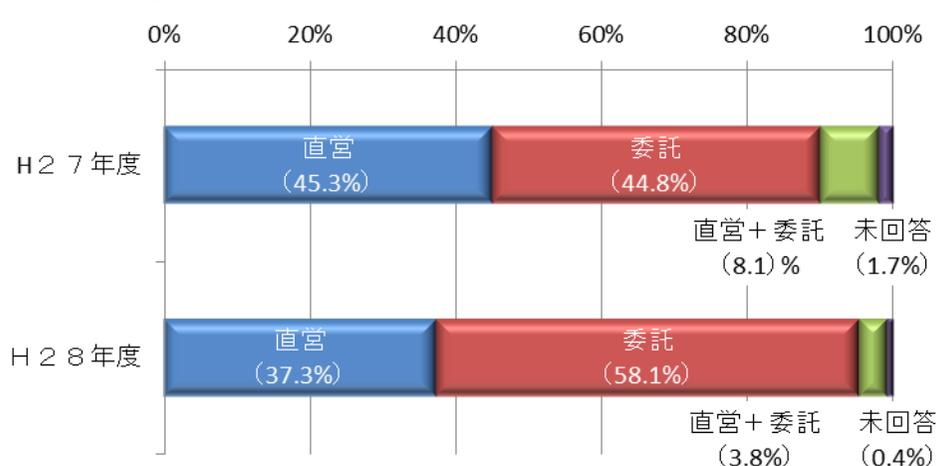
➤ 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

# 一時生活支援事業の実施状況①

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると約6割の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉法人(社協以外)が約4割と最も多く、次いでNPO法人が約3割となっている。
- 事業の実施場所については民間物件の賃貸・委託先施設内がいずれも約3割。

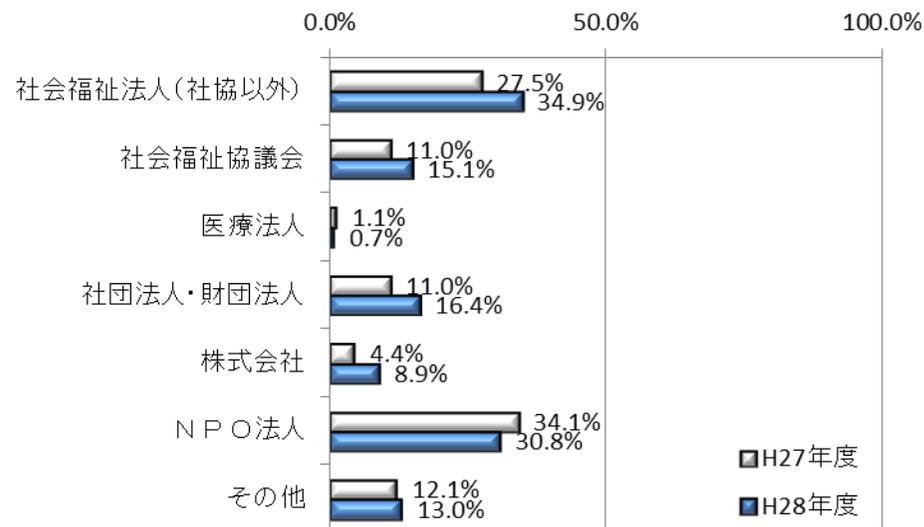
(1) 運営方法

n=236

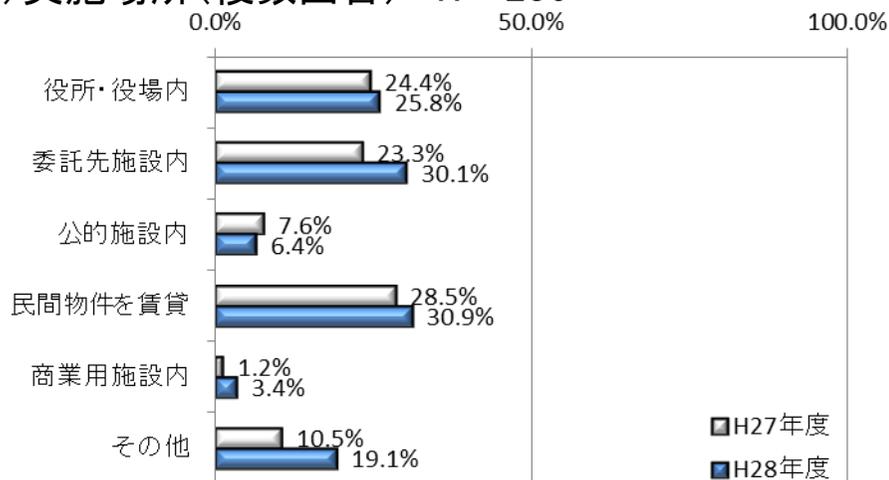


(2) 委託先(複数回答)

n=146



(3) 実施場所(複数回答) n=236





# 一時生活支援事業の実施状況③

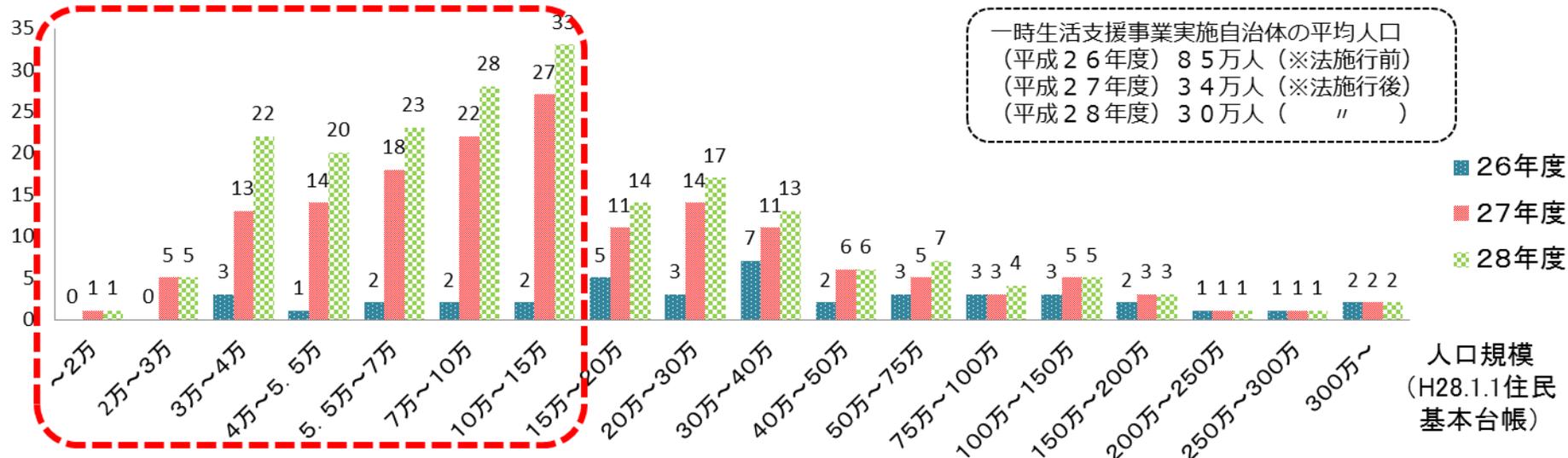
○ 実施自治体を人口規模ごとに見てみると、特に人口15万人未満の市区町村において一時生活支援事業の実施箇所数が大幅に伸びている。また、特に借上型シェルターを設置する自治体が大幅に伸びている。

## 1. 人口規模ごとの状況

※1 都道府県が実施主体のものは除く。

※2 東京都と特別区が共同で実施している自立支援センターは1自治体としてカウントしている。

実施自治体数



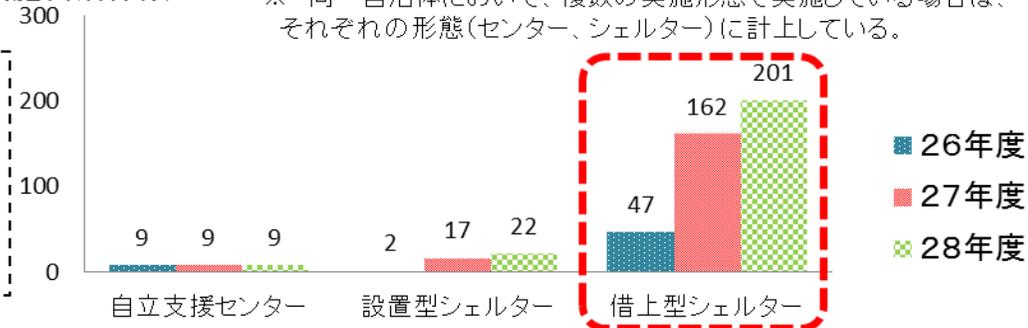
## 2. 実施形態

◆自立支援センター: 宿所・食事の提供のほか、健康診断、生活相談・指導、職業相談等により就労自立を支援する目的。

◆シェルター: 緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により自立を支援する目的。

実施自治体数

※ 同一自治体において、複数の実施形態で実施している場合は、それぞれの形態(センター、シェルター)に計上している。



# 一時生活支援事業の実施状況④

## ①大阪府の取組事例

- 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	大阪市を除く全ての市町村
取組内容	<p>・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。</p> <p>【府、市町村の役割分担】</p> <p>＜大阪府＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。</li><li>・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。</li></ul> <p>＜契約市＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。</li><li>・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。</li></ul> <p>＜契約市以外の各市町村＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村管内での協力施設の開拓。</li><li>・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。</li></ul>

## ②静岡県の取組事例

- 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

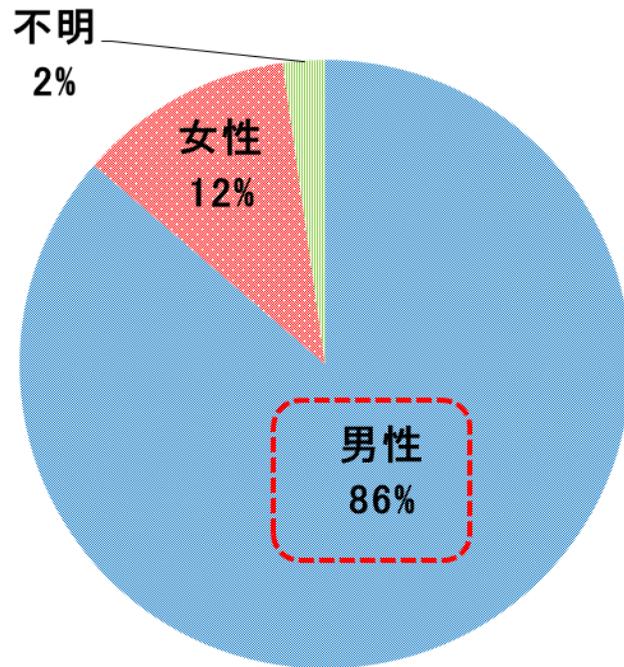
自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	<p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <p>①住居の提供</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。</li></ul> <p>②利用状況の把握・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・3名の職員が施設事務所に勤務</li><li>・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成</li><li>・生活相談・指導(生活習慣の改善)、就労相談・指導(キャリアコンサルタントによる相談)、家計相談・指導等により生活状況の記録作成</li></ul> <p>③食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える</li><li>・自立後も食糧支援による継続支援</li></ul>

# 一時生活支援事業の利用状況①

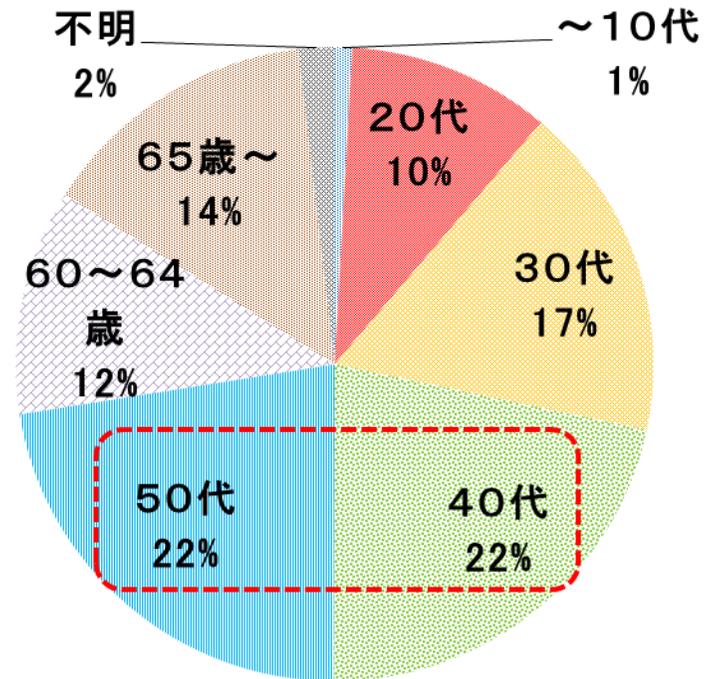
○ 一時生活支援事業の男女別、年齢別の利用状況を見ると、

- ・ 男女別では、利用者の9割弱が男性、1割強が女性
- ・ 年齢別では、40代、50代の割合がそれぞれ2割強と最も多く、次いで30代となっている。

1. 男女別利用状況 (n=3,510)



2. 年齢別利用状況 (n=3,510)



(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)により、平成27年4月~平成28年3月の新規相談ケース58,074件のうち、一時生活支援事業の利用者3,510件について集計したものの。

# 一時生活支援事業の利用状況②

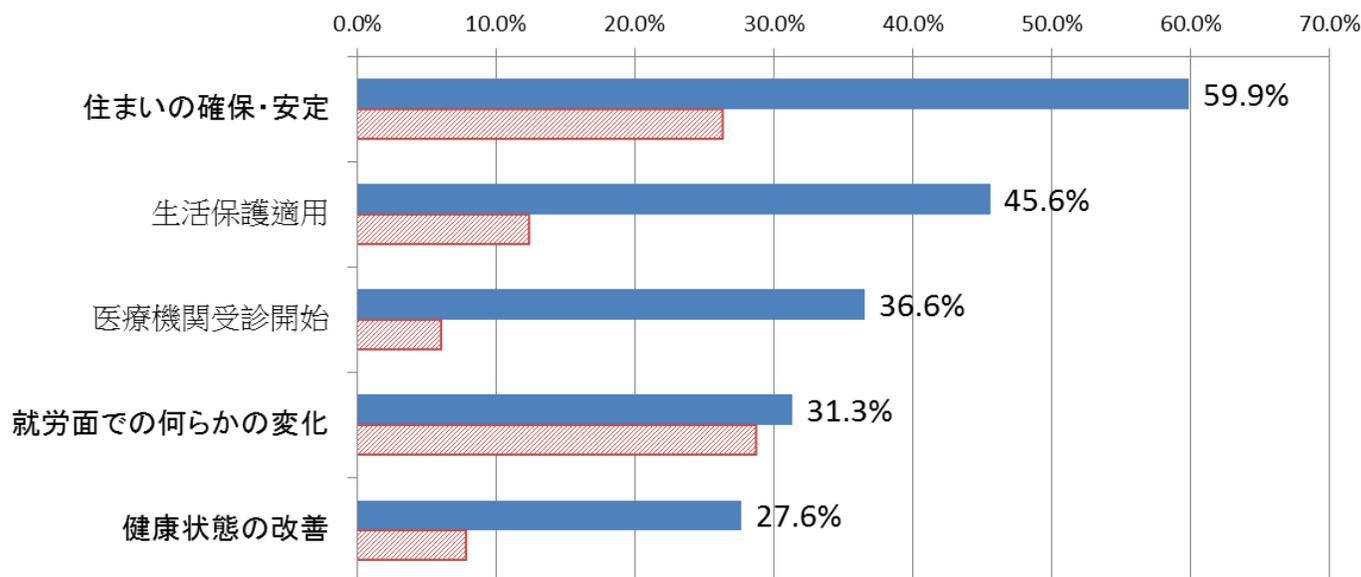
○ ホームレス・住まい不安定の人については、一時生活支援事業の利用により、「住まいの確保安定」を始めとして、就労・健康面も含めた改善が確認できる。

## ◆事業利用の有無による「見られた変化」の違い

利用件数(累計) 16,460件(平成27年度)

第1回論点整理検討会  
(H28. 10. 6)  
資料3より

- 「ホームレス」又は「住まい不安定」に該当し、一時生活支援事業の利用を含むプランが終結した者
- ▨ 「ホームレス」又は「住まい不安定」に該当するが、一時生活支援事業の利用がない者

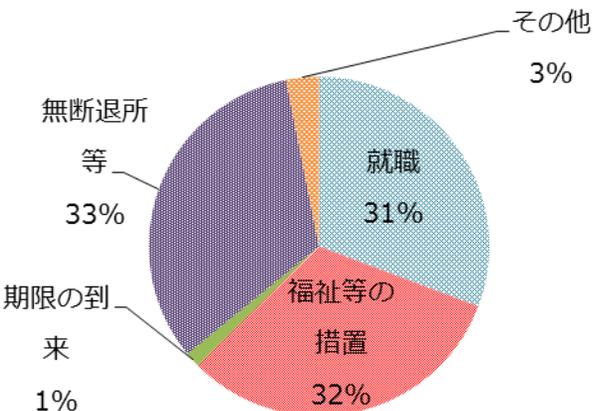


(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件についてのデータ。

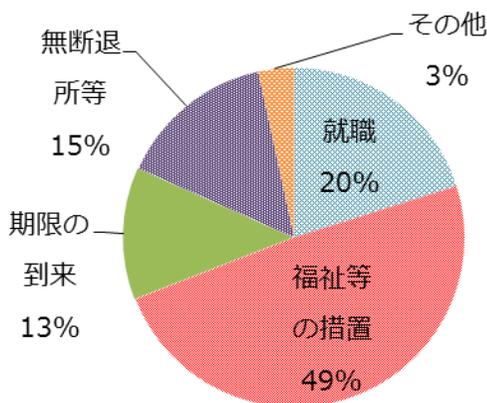
# 一時生活支援事業の利用状況③

○ 自立支援センター、シェルター退所後の状況を見てみると、センター退所者の約3割、シェルター退所者の約2割が就職に結びついている。また、退所後の生活保護の適用状況を見てみると、自立支援センター退所者の約2割、シェルター退所者の約4割が生活保護適用となっている。

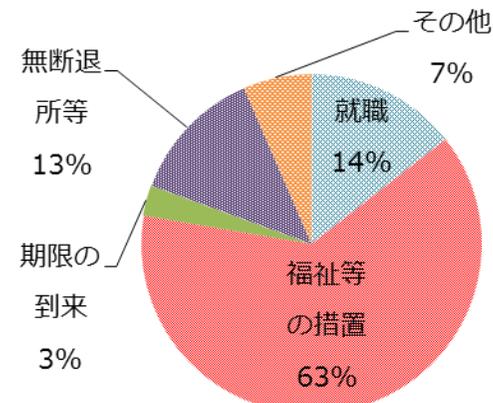
### 自立支援センター



### 設置型シェルター

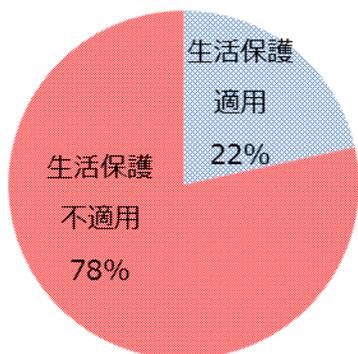


### 借上型シェルター

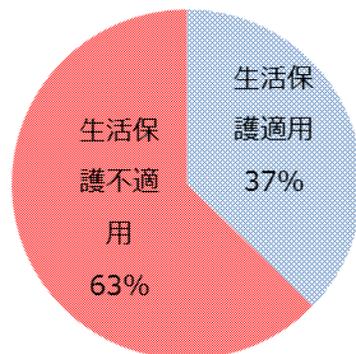


(参考)センター、シェルター退所者の生活保護の適用状況

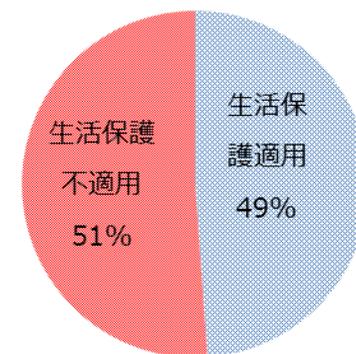
### 自立支援センター



### 設置型シェルター



### 借上型シェルター

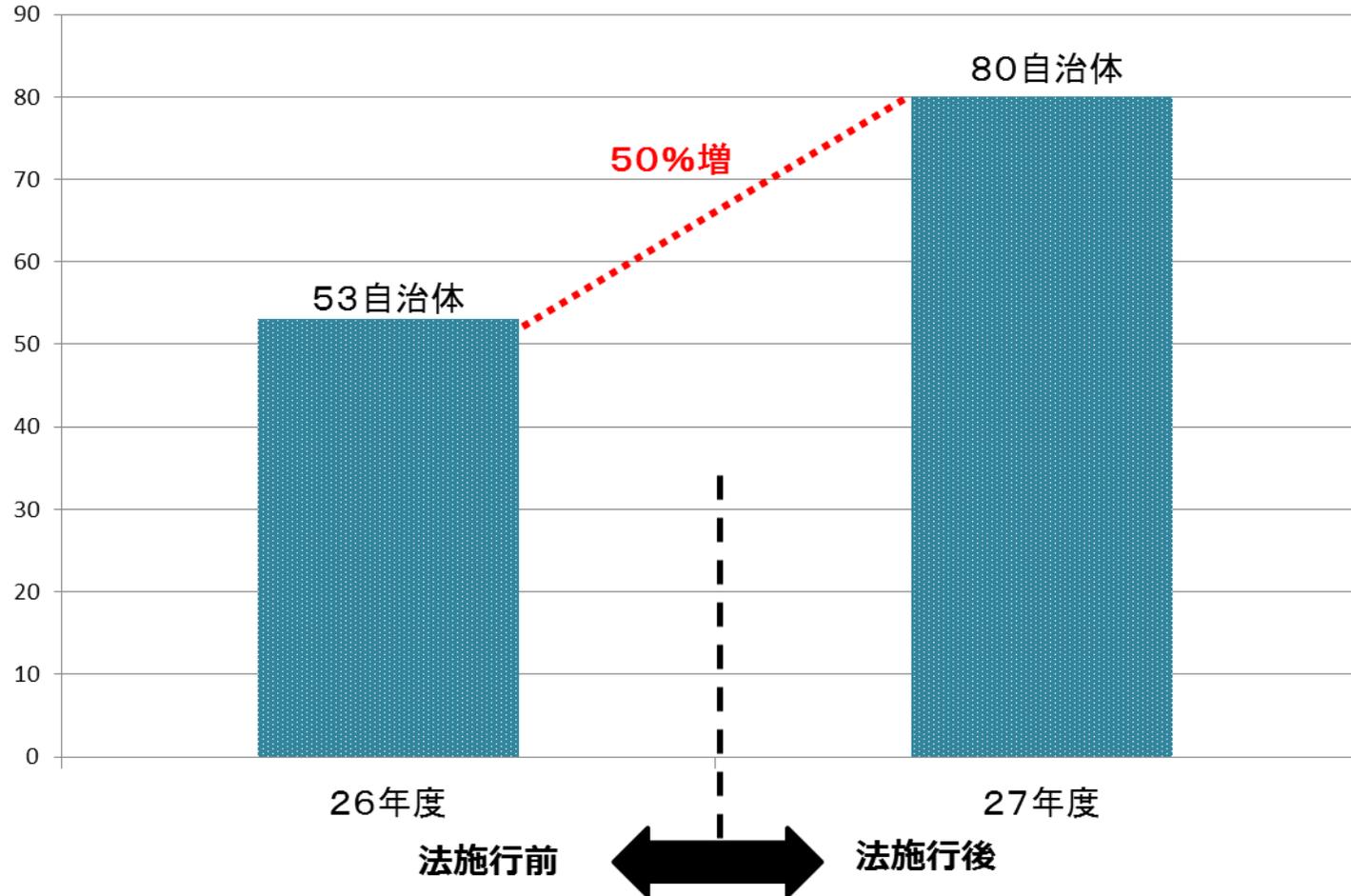


(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査。設置型シェルターについては、異常値として集計対象外とした施設がある。

# 巡回相談(自立相談支援事業)の実施状況

- ホームレスに対し巡回相談を実施している自治体は、平成27年度より1.5倍程度増加している。  
※なお、巡回相談に限らず、「ホームレスへの相談支援体制」という意味では、27年度より、自立相談支援事業が必須化されたことにより、全国901の福祉事務所設置自治体にあまねく相談体制が整備されたところ。

実施自治体数



(出典)平成26年度ホームレス対策事業運営状況調査、平成27年度自立相談支援事業等実績調査